

## 各分野別施策に関する県の取組について

### 〈同和問題〉

- 1 部落差別の解消に向けたメッセージ

### 〈外国人〉

- 2 長野県多文化共生推進指針 2020

### 〈子ども〉

- 3 長野県子どもを性被害から守るための条例
- 4 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

### 〈障がい者〉

- 5 長野県障がい者プラン 2018 概要版



## 部落差別の解消に向けたメッセージ

部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、3年が経過しました。

法律には、部落差別が現在もなお存在することが明記されており、県内においても、差別的な発言や結婚における差別、同和地区に関する行政への問い合わせなどの差別事象が発生しています。

このような差別を解消するため、私たち地方公共団体は、相談体制の充実や教育・啓発を進めていく必要がございます。

そのため本県では、「長野県人権政策推進基本方針」に基づき、県人権啓発センター、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場における教育・啓発活動や相談活動などを通じて、県民の皆様に同和問題をはじめとする人権問題への理解を深めていただくとともに、その解決に向けて取り組んでいるところです。

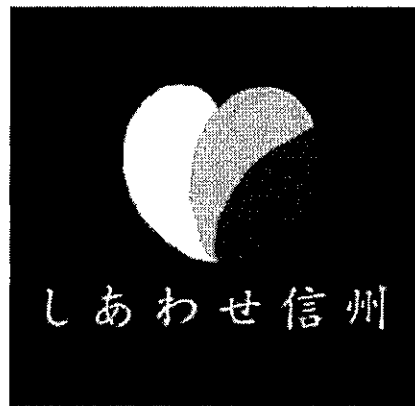
部落差別を決して許さず、次の世代に差別が引き継がれることのないよう、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会「人権が尊重される長野県」を目指して、これからも真摯に取組を推進してまいります。

2019年（令和元年）12月25日

長野県知事 阿部 守一



ながの けん たぶん か きょうせい すいしん ししん  
長野県多文化共生推進指針2020



れいわ ねん ねん がつ  
令和2年(2020年) 3月

なが の けん  
長 野 県

<目次>

I	指針改定の趣旨	1
1	指針改定の趣旨	
2	本指針の位置づけ	
3	改定方法	
II	指針改定の背景	3
1	県の状況	
2	前回指針策定以降の国等の動向	
III	課題の抽出	7
IV	改定の方向性・展開	10
1	基本目標	
2	施策目標	
3	施策体系	
4	施策の柱と主な施策の展開	
5	各主体の役割	
V	資料	30
	・長野県多文化共生推進指針改定検討会開催要綱	
	・長野県多文化共生推進指針改定検討会構成員名簿	

# I 指針改定の趣旨

## 1 指針改定の趣旨

長野県は、72 개국・地域の参加を得て、冬季オリンピック・パラリンピックを成功裏に開催した歴史を有し、四季折々に優れた観光資源に恵まれ、令和元年（2019年）は海外から過去最高の延べ 157万人\*の旅行者の皆様にご宿泊いただくなど、世界的な山岳高原リゾートとしての魅力にあふれています。

一方、長野県に暮らす外国人は 37,500人を数え、年々減少する人口の中で、確実にその存在感を高めています。折しも、政府では平成30年（2018年）12月に「出入国管理及び難民認定法（以下「入国法」という。）」を改正し、新たな在留資格「特定技能」を創設することで、外国人労働者の受入れ拡大へと政策の舵を大きく切りました。これにより、我が国はもとより、長野県に暮らす外国人はますます増えていくことが予想されます。

これまでの長野県多文化共生推進指針に基づく取組は、とすれば、外国人を支援の対象ととらえ、日本社会に外国人を迎え入れることを主眼としていました。長野県は高齢化の進展が早く、また人口減少も進んでいるため、外国人の活力をこれからの地域づくりに活かすことなしに、長野県の持続的な発展は望めません。世界的平和の祭典である冬季オリンピック・パラリンピックを成功させ、多くの外国人観光客を迎えてきた長野県は、県民一人ひとりが外国人と共生していくための素地が十二分にあると確信しています。

長野県の総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」でも、政策推進の基本方針の一つとして、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を掲げ、県民が互いを尊重しつつ支え合うことで、誰もがいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる社会を目指すこととしています。

そこで、現在の多文化共生推進指針を見直し、国籍を問わず地域住民が多文化共生社会の形成に向かって学びを重ね、「しんしゅう多文化共生新時代」を創造することを基本目標とした、新たな指針「長野県多文化共生推進指針2020」を策定することとします。

\*…資料：観光庁、令和元年（2019年）宿泊旅行統計調査（速報値）

## 2 本指針の位置づけ

本指針は、地域の持続的発展を目指すSDGsの観点から踏まえた新5か年計画である「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の方で拓く新時代～」を推進するための関連計画とし、多文化共生社会の実現に向けて県組織が部局横断的に取り組むべき施策の方向性を示すものです。

また、県内企業の人材確保や働き方改革に向けた対策を検討するため、「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」において、外国人材の受入れも含めた「長野県就業促進・働き方改革基本方針」を定め、その中で、今後実施する具体的な取組については、「長野県就業促進・働き方改革アクションプラン」としてまとめました。本指針並びに同方針及びプランに基づき、県として多様な主体と連携・協働しつつ、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

## 3 改定方法

今回の改定にあたり、学識経験者、関係団体、市町村、外国人県民で構成する「長野県多文化共生推進指針改定検討会」において4回にわたり議論を重ねる中で、様々なご意見や今後の方向性に係るご提言をいただきました。

また、県民を対象としたアンケート調査、自治体及び日本語教室を対象としたアンケート調査、パブリックコメントなど、幅広い方々からご意見を頂戴したところです。

県では、新たな指針の策定に当たり、こうしたご意見等を最大限尊重しました。

今後は、本指針で示した取組の状況を毎年度公表するとともに、これを検証し、翌年度以降の取組の改善につなげます。

なお、本指針は期限を定めることなく、社会情勢の変化等により、適宜柔軟に見直しを行うこととします。

### ☑ SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは？

2015年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標です。「誰ひとり取り残さない」(No one will be left behind)を理念に、貧困や飢餓の根絶、質の高い教育の実現、女性の社会進出の促進、再生可能エネルギーの利用、経済成長と生産的で働きがいのある雇用の確保、強靱(きょうじん)なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、森林資源の保全など17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット(達成基準)から構成されています。

経済・社会・環境の課題を統合的に解決することをめざす、SDGs達成に向けた取組が先進国・開発途上国を問わず始まっています。

長野県は、SDGs達成に向けて優れた取組を提案する「SDGs未来都市」として、平成30年6月、他の28自治体とともに、全国で初めて選定されました。

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)の推進に当たり、世界的な課題であるSDGsを意識し、誰ひとり取り残さない持続可能な社会づくりに取り組むとともに、SDGsの理念を信州から世界に発信しています。





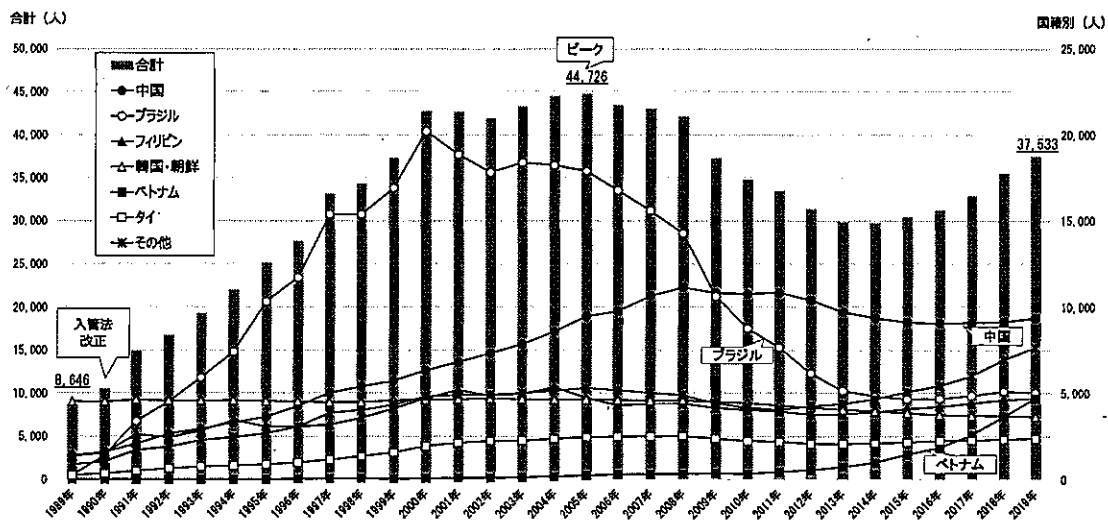
## II 指針改定の背景

### 1 県の状況

県内で生活する外国人は、平成2年（1990年）の入管法改正以降、就労目的の日系ブラジル人の増加により、平成17年（2005年）に44,726人とピークを迎えたものの、リーマンショックの影響による県内景気の後退により減少傾向が続きました。前回の指針策定について検討を行った平成26年（2014年）の外国人数は、近年で最も少なく29,789人でしたが、翌年から5年連続で増加しており、令和元年（2019年）には37,533人で、人口に占める割合は約1.8%となりました。

国籍別では、中国が最も多く9,379人（外国人全体の25.0%）、次いでブラジル5,044人（同13.4%）と続いています。ブラジルが中国に次いで多く、製造業が盛んな本県の特徴となっています。

なお、近年ではベトナムが増加傾向にあり、令和元年（2019年）では4,722人、前年比1,071人と著しく増加し、前年の5位から3位に上昇、外国人全体の12.6%を占めました。



(単位：人)

区分	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	構成比
中国	7,849	8,583	9,467	9,762	10,649	11,146	10,835	10,791	10,846	10,403	9,727	9,368	9,124	9,072	9,096	9,150	9,379	24.99%
ブラジル	18,400	18,242	17,911	16,789	15,595	14,278	10,632	8,777	7,679	6,160	5,154	4,822	4,663	4,692	4,856	5,104	5,044	13.44%
ベトナム	131	162	234	305	320	326	374	336	456	545	740	980	1,457	1,875	2,587	3,651	4,722	12.58%
フィリピン	4,973	5,359	4,731	4,307	4,386	4,415	4,162	4,048	3,967	3,765	3,795	3,911	4,101	4,221	4,419	4,612	4,708	12.54%
韓国・朝鮮	4,657	4,618	4,628	4,612	4,582	4,589	4,505	4,432	4,314	4,181	4,052	3,953	3,857	3,742	3,705	3,690	3,640	9.70%
タイ	2,248	2,358	2,457	2,489	2,497	2,515	2,370	2,251	2,201	2,083	2,073	2,094	2,162	2,258	2,267	2,331	2,388	-6.36%
その他	5,012	5,160	5,298	5,185	5,015	4,899	4,426	4,179	4,058	4,261	4,383	4,561	5,079	5,441	6,007	6,955	7,652	20.39%
合計	43,270	44,482	44,726	43,449	43,044	42,168	37,304	34,814	33,521	31,398	29,924	29,789	30,443	31,301	32,937	35,493	37,533	100.00%

2019 (H31) 年1月1日現在 全国計 2,667,199人

(総務省:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 外国人住民数)

※ 当資料の数値は県国庫の集計であり、出国記録等によって異なった道府県(在留外国人統計)の数値とは異なっている。

しちろきんべつがいこくじんじゆみんすうおよ、そうじんこうしわりあい  
 ○市町村別外国人住民数及び総人口に占める割合

※外国人住民数(a)が多い市町村順に表示

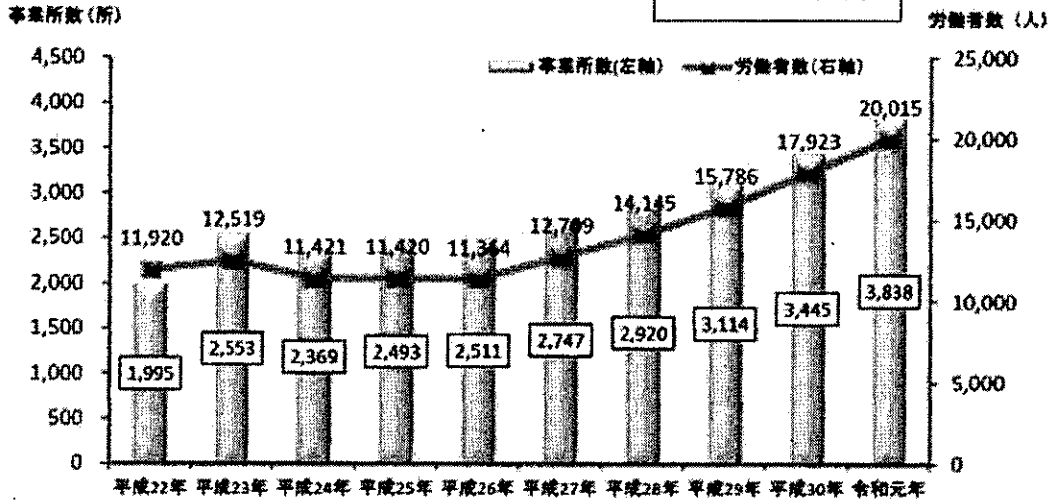
令和元年(2019年)12月末現在 長野県国際課調べ

(単位:人)

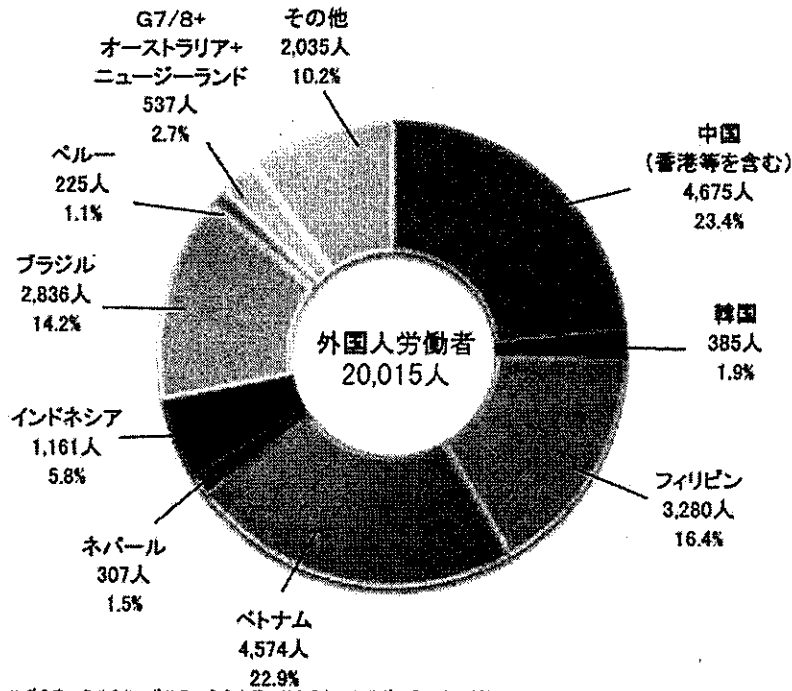
No.	市町村	R1.12.31現在 外国人住民数(a)	R1.12.31現在 総人口(b)	割合 (a)/(b)
1	松本市	4,111	238,737	1.72%
2	上田市	4,042	156,810	2.58%
3	長野市	4,016	375,811	1.07%
4	飯田市	2,301	100,676	2.29%
5	伊那市	1,817	67,724	2.68%
6	安曇野市	1,300	97,494	1.33%
7	諏訪市	1,294	49,442	2.62%
8	佐久市	1,292	98,921	1.31%
9	塩尻市	1,241	67,015	1.85%
10	白馬村	1,113	9,484	11.74%
11	茅野市	984	55,663	1.77%
12	岡谷市	891	49,413	1.80%
13	箕輪町	889	25,024	3.55%
14	千曲市	834	60,419	1.38%
15	小諸市	828	42,220	1.96%
16	中野市	766	44,344	1.73%
17	須坂市	676	50,524	1.34%
18	駒ヶ根市	651	32,737	1.99%
19	軽井沢町	576	20,420	2.82%
20	東御市	536	30,078	1.78%
21	大町市	534	27,241	1.96%
22	坂城町	504	14,928	3.38%
23	辰野町	436	19,405	2.25%
24	御代田町	408	15,768	2.59%
25	山ノ内町	339	12,349	2.75%
26	南箕輪村	333	15,647	2.13%
27	宮田村	287	9,017	3.18%
28	下諏訪町	277	19,859	1.39%
29	飯山市	273	20,749	1.32%
30	富士見町	264	14,469	1.82%
31	野沢温泉村	255	3,746	6.81%
32	飯島町	234	9,356	2.50%
33	南牧村	214	3,113	6.87%
34	小谷村	206	2,965	6.95%
35	川上村	196	3,961	4.95%
36	山形村	165	8,708	1.89%
37	阿智村	162	6,359	2.55%
38	高森町	156	13,034	1.20%
39	立科町	148	7,166	2.07%
40	松川町	143	13,152	1.09%

No.	市町村	R1.12.31現在 外国人住民数(a)	R1.12.31現在 総人口(b)	割合 (a)/(b)
41	木曾町	139	10,927	1.27%
42	原村	134	8,035	1.67%
43	豊丘村	127	6,707	1.89%
44	池田町	120	9,784	1.23%
45	松川村	115	9,663	1.19%
46	高山村	108	7,014	1.54%
47	信濃町	92	8,213	1.12%
48	佐久穂町	89	10,972	0.81%
49	大桑村	80	3,634	2.20%
50	中川村	67	4,876	1.37%
51	上松町	65	4,361	1.49%
52	飯綱町	61	11,021	0.55%
53	長和町	57	5,994	0.95%
54	小布施町	56	11,031	0.51%
55	喬木村	50	6,340	0.79%
56	小海町	45	4,570	0.98%
57	朝日村	41	4,572	0.90%
58	阿南町	40	4,520	0.88%
59	筑北村	39	4,432	0.88%
60	下條村	37	3,729	0.99%
61	木島平村	36	4,669	0.77%
62	青木村	29	4,351	0.67%
63	南木曾町	28	4,091	0.68%
64	泰阜村	25	1,616	1.55%
65	木祖村	23	2,830	0.81%
66	栄村	17	1,798	0.95%
67	天龍村	16	1,246	1.28%
67	麻績村	16	2,707	0.59%
69	小川村	15	2,438	0.62%
70	王滝村	14	737	1.90%
71	根羽村	13	897	1.45%
72	南相木村	11	983	1.12%
72	北相木村	11	746	1.47%
72	生坂村	11	1,740	0.63%
75	大鹿村	9	1,000	0.90%
76	売木村	3	544	0.55%
77	平谷村	2	401	0.50%
合計		37,533	2,087,137	1.80%

がいにくじんこようじぎやうしょすう がいこくじんろうどうしやすう すいし  
 ○外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移



こくせきべつがいにくじんろうどうしや わりあい  
 ○国籍別外国人労働者の割合



(注) G7/8 は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシアを指す。

出典：長野労働局、長野県における「外国人雇用状況」の届出状況（令和元年10月末現在）

長野県の外国人労働者数も増加傾向にあり、令和元年（2019年）10月末現在、20,015人で前年比11.7%、2,092人増加と、過去最高を記録しました。

国籍別では、中国が最も多く4,675人（外国人労働者全体の23.4%）、次いでベトナム4,574人（同22.9%）、フィリピン3,280人（同16.4%）と続いています。特に、ベトナムは前年比35.8%と著しく増加しています。

## 2 前回指針策定以降の国等の動向

日本で暮らす外国人は、近年、増加傾向にあります。令和元年（2019年）6月末現在では過去最高の約283万人\*1（前年末比3.6%、約10万人の増加）を記録し、日本の総人口に占める割合は、約2.2%となりました。その中で長野県は、全国で18番目となっています。

国籍別では、中国が最も多く78万6千人余（外国人全体の27.8%）、次いで韓国の45万1千人余（同16.0%）、ベトナム37万1千人余（同13.1%）と続いています。特に、ベトナムは前年末比12.4%と著しく増加しています。

外国人労働者数も増加傾向で、令和元年（2019年）10月末現在、約166万人\*2で前年比13.6%、約20万人増加しました。長野県は、全国で19番目となっています。

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している外国人留学生の受け入れが進んでいること、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受け入れが進んでいること等があげられています。

\*1…資料：法務省、在留外国人数（速報値）（令和元年6月末） \*2…資料：厚生労働省、外国人雇用状況（令和元年10月末）

### ○平成27年（2015年）3月以降の国の動き

平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入管法の一部を改正する法律施行 在留資格の整備（「技術」「人文知識・国際業務」の一本化等）</li> </ul>
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律成立</li> </ul>
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入管法の一部を改正する法律施行 在留資格「介護」の創設</li> <li>○外国人技能実習機構設立</li> <li>○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行 優良な実習実施者・監理団体に限定し、技能実習生受け入れ期間を5年に拡大</li> </ul>
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」閣議決定 外国人材の受け入れ拡大</li> <li>○「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」閣議決定 地方における外国人材の活用</li> <li>○入管法及び法務省設置法の一部を改正する法律成立 「特定技能」創設</li> <li>○「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」決定</li> </ul>
平成31年 令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入管法及び法務省設置法の一部を改正する法律施行 「特定技能」運用開始</li> <li>○「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について」決定</li> <li>○「日本語教育の推進に関する法律（以下「日本語教育推進法」という。）」成立・施行 日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明記 基本方針の策定その他施策の基本となる事項を規定</li> <li>○「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」決定</li> </ul>

### III 課題の抽出

指針改定にあたり、「長野県多文化共生推進指針改定検討会」で出された意見や、県民を対象としたアンケート調査等を踏まえ、課題の抽出を行いました。

#### 1 多文化共生の意識づくり

- 県民の多文化共生意識の浸透
- 発信方法の工夫
- 多文化共生に係る優良事例の共有
- 県民が自主的・主体的に活躍する場づくり

##### ● 検討会での主な意見

- ・ 県民の多文化共生の意識づくりが進んでいない
- ・ 各自治体での多文化共生の取組が必要
- ・ 偏見や差別の解消、人権意識を高めていく取組もあっていいのではないかと
- ・ 生涯学習における多文化共生の取組が不足している

#### 2 外国人児童生徒等への日本語教育支援

- 日本語教育の充実（財政的・人的支援の増、専門家の育成）
- 進学、就職への支援
- 保護者への日本語教育
- 不就学への対応

##### ● 検討会での主な意見

- ・ 教育人材・人員が不足している
- ・ 日本語教育や異文化理解などの専門的教員や専門家の養成が必要
- ・ 小学校段階から高校進学を前提とした学業の定着及び進学・キャリア・就労支援が重要
- ・ 保護者が日本語を十分に理解できないため、学校とコミュニケーションがとれない例がある

#### 3 地域における日本語教育支援

- 日本語教育の充実（財政的・人的支援の増、専門家の育成）
- 地域の日本語教育の担い手育成（国・県・市町村・事業者・NPO等の役割分担）
- 地域の日本語教室との連携強化

##### ● 検討会での主な意見

- ・ 日本語教室の運営主体は主にボランティアであり、体制が脆弱
- ・ 日本語教室の新たな担い手が不足している
- ・ 日本語教室において、学習者同士の交流・情報交換の場としての機能は大切
- ・ 日本語教室に技能実習生が増加している。教室に企業のサポートが必要

#### 4 行政情報提供・相談の多言語化

- 多国籍化に伴う多言語化
- やさしい日本語の普及と活用
- 市町村における多言語対応の推進
- 相談連携先（学校、病院、国等関係機関）との連携強化と多言語化

##### ● 検討会での主な意見

- ・多国籍化しており、現状提供している言語のみでは対応できていない
- ・多言語化の限界。多言語対応しきれていない。
- ・住民への情報提供手段の一つとして「やさしい日本語」に取り組んでいる

#### 5 就労環境等の整備

- 事業者の多文化共生に対する意識改革
- 事業者と地域との連携

##### ● 検討会での主な意見

- ・労働現場でも多言語での対応が必要になってきている
- ・労働現場での人権尊重、労働関係法令の遵守にも課題があるのではないか
- ・働く視点と暮らしの視点とが、ばらばらにならない取組が必要ではないか

#### 6 医療受診の支援体制

- 医療機関への協力の働きかけ
- 医療費未払防止
- 医療問題における生活者と観光客の課題の差異化
- 医療機関の多言語化と負担の在り方
- 医療保険制度の周知
- 医療通訳の育成と紹介派遣システムの構築（担い手と費用負担の在り方）

##### ● 検討会での主な意見

- ・受診者の医療費未払時における医療機関の対応
- ・生活者と観光客とを分けて議論するべきではないか
- ・医療通訳システムの検討（広域での取組、医療機関との連携、費用負担の在り方）

#### 7 防災関係

- 外国人への災害情報の提供の在り方
- 発災時の体制づくり

##### ● 検討会での主な意見

- ・災害時の情報伝達手段として「やさしい日本語」の活用が必要ではないか

## 8 住宅関係

- 外国人への住宅支援の在り方

### ● 検討会での主な意見

・外国人が家を借りる時の入居拒否などは、全国共通の課題

## 9 役割分担と連携体制

- 関係団体の役割分担の整理、連携強化、見える化
- 各自治体の共生施策につなげる取組
- 外国人住民の意見を聞く仕組みづくり

### ● 検討会での主な意見

・国・市町村・NPO等の関係団体の役割を整理した上で、連携強化が必要  
・関係機関の協働が重要。一方通行では共生は成り立たない  
・各自治体での共生施策につなげるような取組が必要  
・外国人の皆さんから意見を聞く仕組みづくりが必要

## 10 多文化共生推進のための基本法

- 多文化共生推進のための根拠法令の必要性

### ● 検討会での主な意見

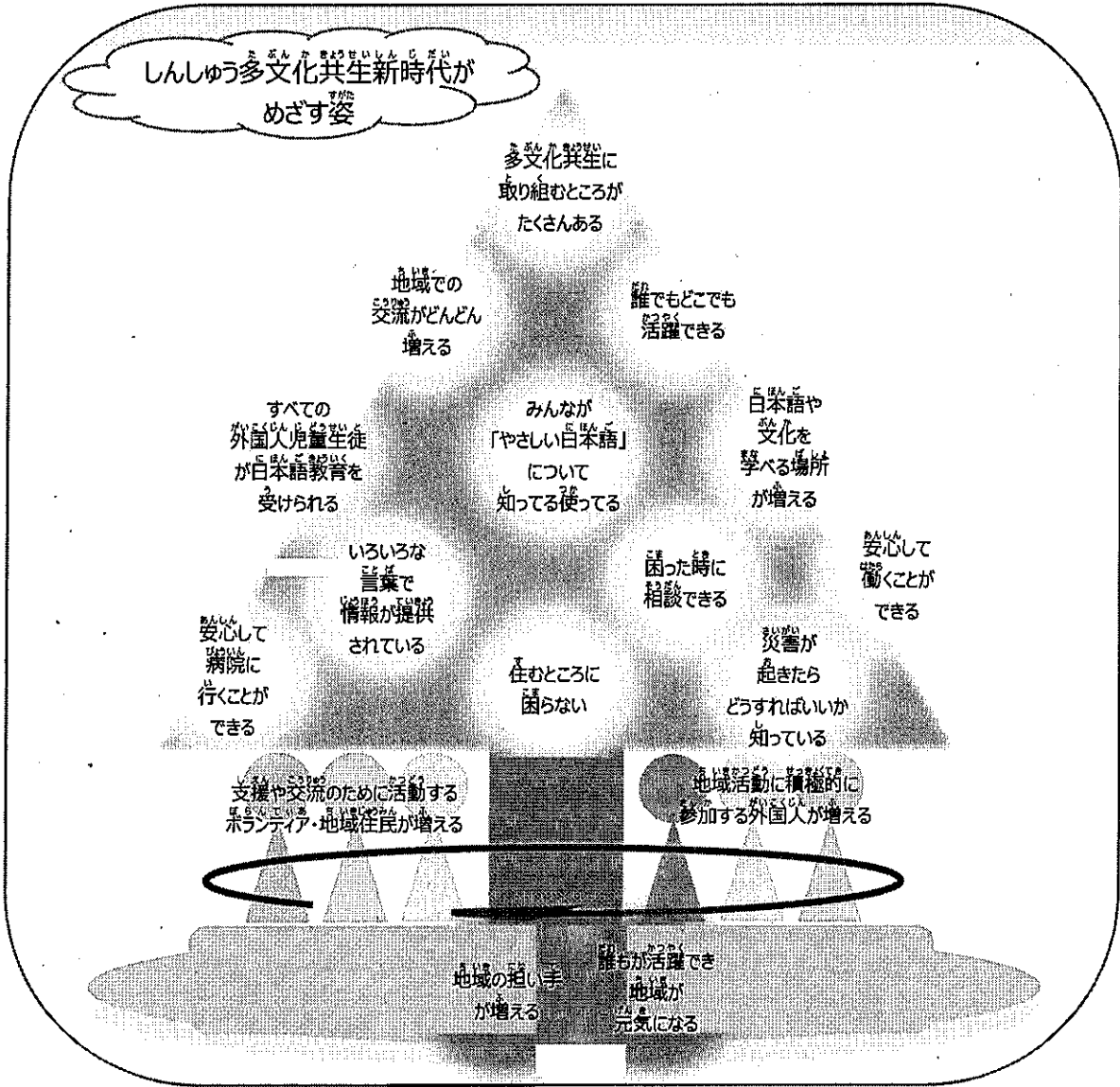
・多文化共生推進に伴う課題の根本的な解決策として、国が体制整備すべきではないか  
・国として、多文化共生に係る基本法の制定が必要ではないか  
・基本法ですべてが解決する訳ではないが、現場で活動していると限界を感じる  
・基本法の制定を国へ要望することは大事なことだと思う  
・多文化共生に係る社会的なコストを明確化する必要がある

IV 改定の方向性・展開

1 基本目標

共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代\*

\*しんしゅう(信州)多文化共生新時代とは…国籍や文化等の違いを認め合い、共に学び、共に地域の活力を創造する社会



上図は、わたしたちが目指す社会のイメージを示しています。  
 多文化共生の地域づくりは、国民一人ひとりの思いによって実現すると考えます。  
 どのような社会を自指すのか、皆がイメージを共有して取り組むことが大切です。

地域に暮らす外国人が安心して働き、教育を受け、必要な医療を受けることができる。そうした社会を創造することは、活力ある持続可能な地域社会を自指するうえで欠かすことのできない視点です。

そのためには、日本人県民と外国人県民が地域を創るパートナーとして、お互いの国籍や文化等の違いを認め合い、尊重する。その上で、共に学び、共に活躍できる多文化共生社会の実現を自指します。



## 2 施策目標

しんしゅう多文化共生新時代の実現に向け、3つの施策目標を掲げます。

施策目標の実現にあたっては、外国人にとって最も身近な自治体である市町村や関係団体の役割も重要です。様々な主体と連携し、多文化共生社会の実現を目指します。

### 多様性を活かした持続可能な地域づくり

多様性を認め合い、尊重する「多文化共生」の意識を醸成し、日本人国民と外国人国民が共に支え合って協力が、誰もが活躍し、自己実現できる活力ある持続可能な地域づくりを目指します。

施策の柱
<b>【重点施策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化共生モデル地域の創出と発信</li> <li>○地域住民の自主的・主体的活動の推進</li> <li>○外国人等の活躍・交流活動の推進</li> </ul>

### 学びとコミュニケーションによる地域づくり

日本語指導を必要とする全ての児童生徒が、適切な日本語教育\*を受けられることができるよう努めるとともに、多文化共生の視点に立った教育の充実を目指します。

また、地域の外国人は地域社会に溶け込むために日本語を学ぶことができ、地域住民は外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」を学ぶことができる。活発なコミュニケーションにより、互いの理解が深まる地域づくりを目指します。

施策の柱
<b>【重点施策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人児童生徒等の日本語教育の充実</li> </ul>
<b>【重点施策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における日本語教育の充実</li> <li>○「やさしい日本語」の普及</li> </ul>

### 誰もが暮らしやすい地域づくり

外国人が「確かな暮らし」を営むために、より充実した生活支援により、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

施策の柱
<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の多言語化</li> <li>○相談体制の充実</li> <li>○労働環境等の整備</li> <li>○生活環境整備（医療・住宅・防災等）</li> </ul>

\* 「日本語教育」という表記について

本指針で表記する「日本語教育」とは、日本語教育推進法第2条「この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。」に準じるものとします。

### 3 施策体系

#### 長野県多文化共生推進指針2020

### 【基本目標】 共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代

施策目標	重点施策	施策の柱	主な施策
多様性を活かした持続可能な地域づくり	○	たぶんかきようせいもでる ちいき そしゅつはつしん 多文化共生モデル地域の創出と発信	1 たぶんかきようせいもでる ちいき じようほうはつしん 多文化共生モデル地域からの情報発信
			2 たぶんかきようせいいしき しんとう 多文化共生意識の浸透
			3 がいこじん かん じんげんきよういく けいはつ 外国人に関する人権教育や啓発
			4 しえん こりりゆう かつどう ぼちんていあ かくほ 支援や交流のために活動するボランティアの確保
			5 ちいき たぶんかりかい すいしん 地域における多文化理解の推進
			6 こりりゆうかつどう しえん れんけい きようどう じつし 交流活動の支援・連携・協働の実施
			7 ぐろーばるじんざい りゆうがくせいとう かつやくしえん グローバル人材・留学生等の活躍支援
			8 かつやく がいこじん だんたい 活躍している外国人・団体のPR
			9 ちいきかつどう さんか そくしん 地域活動への参加の促進
学びとコミュニケーションによる地域づくり	○	がいにこじんじどうせいとう にほんごきよういく じゅうじつ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実	10 がいにこじんじどうせいとう にほんごきよういく じゅうじつ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実
			11 ふしゅうがく ふせ とりくみ しゅうがくきかい かくほ 不就学を防ぐ取組、就学機会の確保
			12 しゅうがくしんがく しゅうしよく しえん 就学・進学・就職への支援
			13 たぶんかきようせい してん た きよういく じゅうじつ 多文化共生の視点に立った教育の充実
			14 ちいき にほんごきよういく しえん 地域における日本語教育の支援
			15 ちいき にほんご きよういく になて ようせい 地域における日本語教育の担い手の養成
			16 にほんごきよういくなどじんざいばんく せつりつ 日本語教育等人材バンクの設立
			17 ちいき ふきゅう 地域への普及
			18 がっこう ふきゅう 学校への普及
19 じぎょうしゃ ふきゅう 事業者への普及			
誰もが暮らしやすい地域づくり	○	じようほう たげんごか 情報の多言語化	20 たげんごか すいしん 多言語化の推進
			21 ほんやくつうやくしゃ しょうかい ほん 翻訳・通訳者の紹介、派遣
			22 たげんごそらだんまどぐち じゅうじつ 多言語相談窓口の充実
			23 しちようそん しえん 市町村への支援
			24 しゅうろう にほんごがくしゅう しえん 就労のための日本語学習の支援
			25 しよくばないきようせい すいしん 職場内共生の推進
			26 がいこじん ぼたら しゅうろうかんきようせいび 外国人が働きやすい就労環境整備
			27 ろうどうこよう かん そらだんたいせい じゅうじつ 労働・雇用に関する相談体制の充実
			28 いりようじゅしんたいせい そくしん 医療受診体制づくりの促進
			29 ほけん・ふくし・かいごばんや しえん 保健・福祉・介護分野での支援
			30 じゅうたくかくほ かんきようせいび 住宅確保のための環境整備
31 ぼうさいちしき ふきゅう さいがいたいさく じゅうじつ 防災知識の普及、災害対策の充実			
たぶんかきようせいすいしんたいせい せいび 多文化共生推進体制の整備 たよう しゅたい れんけい きようどうたいせいこうちく (多様な主体との連携・協働体制の構築)	<ul style="list-style-type: none"> <li>かんけいきかん れんけいそくしん たぶんかきようせい すいしん ・関係機関の連携促進による多文化共生の推進</li> <li>こくないちいき れんけい ちげん きようゆう ・国内他地域との連携による知見の共有</li> <li>くに たぶんかきようせいきほんほうせい ぼたら ・国への多文化共生基本法制定の働きかけ</li> </ul>		

#### 4 施策の柱と主な施策の展開

【施策目標】 多様性を活かした持続可能な地域づくり

施策の柱

【重点施策】

多文化共生モデル地域の創出と発信

めざす姿

多文化共生に取り組むところがたくさんある

4 施策の柱と主な施策の展開では、  
 (◇) 各施策の目指すべき方向  
 (○) 県の取組  
 について記載しています。



#### 主な施策1 多文化共生モデル地域からの情報発信

◇ 多文化共生の取組や意識を広げるため、共に認め合い、協力が合い、活躍できる活力ある持続可能な地域づくりが必要です。

○ 県では、多文化共生の地域づくりを推進するため、先駆的な日本語教室（日本語と文化を学ぶことができ、地域住民との交流の場の役割を担う教室のこと。）を設置し、多文化共生に積極的に取り組む市町村を「モデル地域」として指定し、重点的に支援します。

また、その地域づくりの過程における好事例を、積極的に発信します。県が様々な事例を発信することにより、その自治体だけでなく、県内の他の市町村及び県民への多文化共生の意識を広げます。

#### 主な施策2 多文化共生意識の浸透

◇ 多文化共生の意識づくりのためには、様々な主体が積極的に情報発信や啓発活動を行い、広く多文化共生意識の浸透を図り、深化させることが大切です。

○ 県では、多文化共生推進月間である7月に重点的に広報啓発を行います。取組の一つとして、各世代への多文化共生の意識づくりのため広くポスターを募集し、入選作品を県内に巡回展示します。

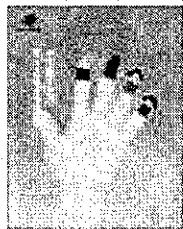
また、年間を通じ、講座等を開催するとともに、マスメディアやSNSを積極的に活用した情報発信を行います。

#### 多文化共生推進月間ポスター

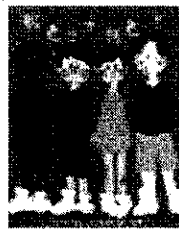
平成30年度、令和元年度は、「同学院トータルデザインアカデミー」学生作品



平成29年度（2017年度）



平成30年度（2018年度）



令和元年度（2019年度）

#### 主な施策3 外国人に関する人権教育や啓発

◇ 国籍、民族、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別意識を解消し、外国人が持つ多様性を受け入れることで、地域住民の異文化理解が進み、国際感覚が育まれ、世界に開かれた地域社会が形成されます。

○ 県では、長野県人権政策推進基本方針に基づき、日常生活、学校、職場などのあらゆる場面において外国人への偏見や差別意識が解消され、外国人がいきいきと生活することができるよう人権教育や啓発を行います。

#### 関連計画

ながのけんじんけんせいまくすいしん きほんほうしん じんけん だんじょきょうどうさんかくか  
 長野県人権政策推進基本方針（人権・男女共同参画課）



長野県 × 長野美術専門学校 人権ポスターデザインコンテスト  
 (長野県県民文化部 人権・男女共同参画課)

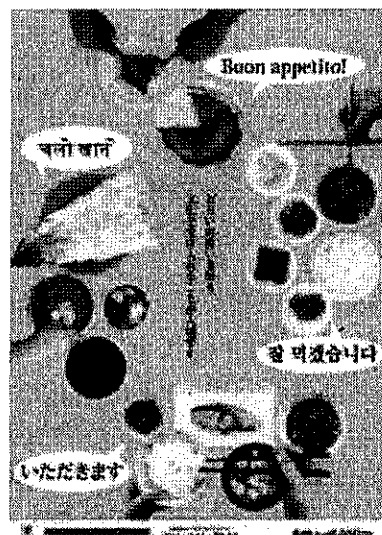
「人権が尊重される長野県」を目指し、長野美術専門学校の実践的な授業科目「デザインライゼミ」と連携し、人権ポスターを制作しています。学生が人権課題をテーマとしたポスターのデザインに取り組むことにより、学生の人権感覚の醸成を図るとともに、制作したポスターの発表及び展示を通じて、県民の人権意識の高揚を図っています。

<平成29年度作品>



ふれあう

息を合わせ、心を通わせることで言葉の壁をなくすことができます



いただきます

お互いの違いを知り、文化を受け入れることが大切です



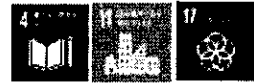
素通り

あっ、困っている外国人がいる  
 そう思いつつ見ないふりをしていませんか？  
 言葉がわからないからですか？  
 見た目が違うからですか？  
 それだけで本当に助けられないのですか？

【施策目標】 多様性を活かした持続可能な地域づくり

施策の柱

地域住民の自主的・主体的活動の推進



めざす姿

地域での交流がどんどん増える



主な施策4 支援や交流のために活動するボランティアの確保

◇ 自主的・主体的に外国人の支援や交流を行う人が増えることで、地域での多文化共生の取組が活発になり、持続可能な活動の輪が広がります。

○ 県では、ボランティアでこうした活動を担う、「地域共生コミュニケーター\*」の登録を増やすとともに、コミュニケーターの活躍の場を広げます。

\*「地域共生コミュニケーター」について

行政と外国人のパイプ役として行政情報を伝達するなど意思疎通の円滑化を図るとともに、外国人と地域住民の相互理解を促進する役割を担うボランティアとして、県が登録する者。

主な施策5 地域における多文化理解の推進

◇ 日本人県民と外国人県民はお互いが地域を支える一貫であり、お互いの文化や生活習慣等、多文化共生への理解を深めるための学びの取組が大切です。

○ 県では、地域の拠点での学習・交流活動につながるよう、公民館等へ好事例を紹介しします。

主な施策6 交流活動の支援・連携・協働の推進

◇ 地域での多文化共生の取組を広げるためには、様々な主体が目的を共有し、自主的に、または、連携・協働して活動を行うことが重要です。

○ 県では（公財）長野県国際化協会等の関係機関と連携し、交流活動を広げるための情報共有の場の提供や、地域の交流活動を進めるための相談に応じるなど交流活動を支援します。

また、地域の国際交流関係NPOにおける活動など、様々な主体が行う取組が活発に行われるよう、県内はもとより全国での先進的な取組事例を、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で広く周知します。

コラム2



祭りを通じた意識醸成

(NPO法人中信多文化共生ネットウニウ 代表理事 佐藤友則 様)

「松本に外国の人と日本人の人が集まって楽しく過ごせる祭りがほしい！」と考え、2010年6月に「第1回こいこい松本」を開催しました。当時、松本には多文化共生の祭りがなかったのです。それ以来、2019年6月で「第10回」となりました。

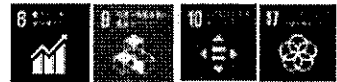
料理を作り、食べることが主となっていた時期もありますが（最大約1,500人が菜場）、ここ数年は「対話」をテーマに、10以上の国・地域の友（米・タイ・中国・イタリア・韓国他）と話しあう場づくりを目指して開催しています。

これからも、息の長いお祭りをしていきたいと思っていますので、ぜひお越しください。



**【施策目標】 多様性を活かした持続可能な地域づくり**

**施策の柱 外国人等の活躍・交流活動の推進**



**めざす姿** 誰でもどこでも活躍できる

**主な施策7 グローバル人材・留学生等の活躍支援**

◇ 社会のあらゆる分野で、個人や地域が世界と直接つながるグローバル化が急速に進んでいることから、国際的感覚を持ち、世界につながる力を持った人材の育成が重要となっています。

また、高度な知識や技術を持った外国人留学生等は、日本社会への理解も深く、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めています。多くの外国人留学生等が県内で就職し、国籍に関わらず能力を最大限に発揮して活躍できることは、地域の活力にもつながります。

○ 県では、グローバルな視野を持ち、地域で幅広く活躍することができる人材の掘り起こしを図るとともに、日本人学生の海外での学習機会や海外人材との交流機会の創出に努めます。

また、外国人留学生等と企業との出会いの場の提供や、日本で就職を希望している外国人留学生等の在留資格変更手続きの支援、労働慣行等に関する労働教育の実施など、県内での就職を支援します。

**関連計画** 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

**主な施策8 活躍している外国人・団体のPR**

◇ 次世代を担う子どもから大人まで、外国人の活躍を支援するためには、外国人の発想を活かした地域づくりや、活躍している外国人や団体について積極的に発信していくことが必要です。

○ 県では、外国人が活躍できる社会づくりをより一層進めるため、外国人コミュニティ等と積極的に意見交換し施策に活かします。

また、多文化共生の推進に顕著な功績が認められる個人や団体について積極的に表彰を行い、活躍を支援します。

その他、活躍している外国人や団体について、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で積極的に情報発信するとともに、事例共有の場を提供します。

**コラム3 地域の消防団員としての活動を通して（佐久市 マーク・ニコラス様）**

望月町（現佐久市）に来て間もなく、友達のひとりが家に来て、消防団に入らないかと誘われました。初めは戸惑いましたが、地域活動に参加するいい機会だと感じましたし、住民としての責任でもあるように思いました。入団してから数か月後、火事で出動しました。すでに手遅れでしたが、150人もの消防団員が、地域住民のためにできることはないかと集まったシーンには感動しました。その後も、行方不明者の捜索や火事、水管の援助などで似たような光景をたくさん見てきました。そのたび、この街にはこれだけ多くの人がお互い助け合うために活動しているんだ、とうれしくなります。そして、自分も18年間もそういった活動の一部でいられたことを光栄に思います。

また、消防団に入って、地域にたくさん友達ができたことは私にとってかけがえのないことです。消防団では、普段知り合えないような異業種の人たちと知り合うことができます。私は英語講師ですが、友達の中には、大工、建築士、社長、エンジニア、保育士、建築関係者、など様々な分野の仕事をしている人たちがいます。こういった友達と話していると、日本の社会や文化について大変勉強になります。消防団では素晴らしい経験ができますし、地域の活動に参加して人の役に立つこともできるのです。

**主な施策9 地域活動への参加の促進**

- ◇ 安心安全な地域社会を形成する上で、外国人を孤立から防ぐ取組が求められます。  
 そのためには、外国人自らが積極的に地域活動に参加するとともに、地域社会としても外国人と率直に話すことができ、活動にも参加しやすい雰囲気を作り出すことが必要です。
- 県では、外国人が積極的に地域活動に参加する好事例を収集して紹介するなど、県内の取組の活性化に努めます。  
 また、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で積極的に情報発信するとともに、情報共有の場を提供します。

**コラム4 公民館活動への参加 (飯田市 山本公民館)**

飯田市山本地区では外国人の方が多く居住していることから、住民の声がかきかけとなり、日本と外国のお互いの文化を理解するため、毎年「国際ふれあい交流会」を開催しています。

公民館文化委員と地区婦人会、各国出身の代表者が一緒に企画し、各国の料理や伝統芸能、時には外国人の皆さんが感じた文化の違いを話してもらいながら理解を深めています。



この交流会に参加した外国人には「人とつながりができ、仲間に入れてくれてうれしかった。」「自分も地域の中でなにか役に立ちたい。」と感じ、これをきっかけに地域に溶け込んで活躍している方がいると同時に、日本人住民にとっても、同じ地域に住む外国人の思いや考えを理解するなど、地域にとって大切な機会となっています。

**コラム5 モスクからはじまる地域との交流 (坂城町 企画政策課まち創生推進室)**

坂城町には県下最大のモスクがあり、金曜礼拝など多い時は、県内をはじめ近県などから100名を超えるムスリムが礼拝に訪れており、イマームと呼ばれる宗教指導者により厳粛に執り行われる一連の礼拝(サラート)や、礼拝後の笑顔で話らう様子からも、モスクはムスリムにとって、日本で生活する上での基盤であり、またコミュニティ形成の場であることが感じとれます。

モスクを利用するムスリムの地域清掃や町民まつり参加など、互いのコミュニティでの交流が始まり、地域のモスクへの理解、ムスリムの日本への理解が相互に深まることが期待されます。地域で芽生えた交流をもとに、多様な文化を持つ人々が暮らし共に活躍する町を目指します。



**【施策目標】** 学びとコミュニケーションによる地域づくり

施策の柱

**【重点施策】**  
外国人児童生徒等の日本語教育の充実



めざす姿

すべての外国人児童生徒が日本語教育を受けられる



**【主な施策10】** 外国人児童生徒等の日本語教育の充実

- ◇ 次世代を担う全ての外国人児童生徒等が、能力を最大限に発揮し活躍するために、良質で多様な学びの機会を確保することは重要であり、その前提として日本語教育の充実が求められます。  
なお、外国人の学びを推進する上で、幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭において使用される言語の重要性に配慮することが必要です。
- 県では、外国人児童生徒等の日本語教育のため、小学校、中学校の日本語指導教室等における教員の配置や、高等学校における生活支援相談員の配置による支援などを行うとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒等が日本語教育を受けることができるよう、体制の充実に努めます。  
また、外国人児童生徒等への指導における指導者の資質向上を図るため、日本語指導を行う教員の研修を充実します。

**【関連計画】** 第3次長野県教育振興基本計画（教育委員会）

コラム6



多文化共生の学校づくり（上田市立上田東小学校）

東小学校には、外国にルーツを持つ児童が22名在籍しています。  
日本語の習得に向けて、集中日本語教室「虹のかけはし」で個別指導を行うとともに、在籍するクラスで行う様々な活動や学級の行事等に積極的に参加して、子ども同士の日常的な関わりを大切にしながら、生活の中で自然に日本語が習得できる環境づくりを進めています。  
また、外国にルーツを持つ子どもたちを中心に、児童会活動の中で、外国の文化や風習に触れる取組を行うとともに、学級ごとにテーマを決めて、海外の様々な事情について学びながら、多文化共生社会への理解に努めています。



写真：日本語教室で学ぶ子どもたち

**【主な施策11】** 不就学を防ぐ取組、就学機会の確保

- ◇ 不就学を防ぐためには、小学校、中学校への入学や編入時の丁寧な対応により、就学不明の子どもをつくらないことが重要です。  
また、学齢期を超えて来日した等の理由で日本語学習の機会が必要な人に対しては、未来に希望が持てるような教育環境の整備が必要です。
- 県では、市町村と連携し、不就学・就学不明の子どもをなくす取組を支援するとともに、夜間中学の設置の必要性について検討します。



**主な施策12 就学・進学・就職への支援**

- ◇ 外国人児童生徒等が自らの意欲や能力に応じて、将来ビジョンを描くことができるような環境を整備することが求められます。
- 県では、外国人児童生徒等が進学・就職を希望する場合は、その能力・意欲に応じて将来を見通した進路指導等が行われるよう、支援を進めます。  
また、(公財)長野県国際化協会が企業等と連携して実施している「サンタ・プロジェクト(就学支援事業)」を通じ、外国人学校への就学を支援するほか、進学ガイダンスを実施します。

コラム7



サンタ・プロジェクトとその意義 (公益財団法人長野県国際化協会)

県内に生活する3万7千人余の外国人の方々は、言葉や生活習慣などの違いから、日常生活で多くの困難を抱え、特に、子どもたちの教育は大きな課題でした。母国語教室には公的な支援がなく、経営は厳しく授業料等の負担も大きいものでした。



写真：募金活動の様子

こうした中、平成14年(2002年)10月に皆様からのご寄付により母国語教室で学ぶ子どもたちへの援助を目的に、「サンタ・プロジェクト(外国籍児童就学支援事業)」を始めました。

現在は、母国語教室はもとより、地域の日本語教室や進学支援等、開始当初よりも幅広い活動を行っています。このプロジェクトを通じ、多くの子どもたちが目標を達成していることは、大きな意義があることと感じています。

コラム8



母国語教室の紹介 (公益財団法人長野県国際化協会)

県内には、外国人のみなさんが、自ら教室を開き、子どもたちに母国語で教育を行っている「母国語教室」が1校(コレジオ・ロゴス)あります。

教室での母国語による授業のほか、母国ブラジルからインターネットを通じた授業が行われており、皆、真剣に耳を傾けています。



写真：授業の様子

コレジオ・ロゴス Colegio Logos

所在地 〒399-0703 塩尻市広丘高出1903-2

代表者 小松崎 キミヨ ソラヤ

在籍数 26名 うち学齢期児童生徒数24名

(令和元年11月1日現在)

**主な施策13 多文化共生の視点に立った教育の充実**

- ◇ 学校現場において、帰国児童生徒、外国人児童生徒、海外につながる児童生徒等と共に学ぶことや各教科での学習等を通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野を持って異文化を理解し共に生きていくとする姿勢を育てることが必要です。
- 県では、外国語や特別活動といった授業において、外国語に触れたり、外国の生活や文化などを体験的に理解する学習活動を進めるように支援します。

【施策目標】 学びとコミュニケーションによる地域づくり

施策の柱

【重点施策】

地域における日本語教育の充実



めざす姿

日本語や文化を学べる場所が増える

主な施策14 地域における日本語教育の支援

◇ 外国人が地域で暮らし、地域で活躍するためには、日常生活、学校、職場など、あらゆる場面で、一定の日本語能力が求められます。

また、令和元年6月には、日本語教育推進法が施行され、国、地方自治体、事業者それぞれの責務が明記されました。地方自治体は、「基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方自治体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。」とされました。

なお、現在、地域の日本語教育において主要な役割を担っている日本語教室は、約6割がボランティアで運営されており、財政的・人的に脆弱な状況に置かれています。

○ 県では、地域の日本語教室の持続的運営や、多文化共生の拠点としての機能強化に向けて、アドバイザーの派遣やボランティア紹介などを行います。

また、新たに日本語教室の設置を希望する市町村等を支援します。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

主な施策15 地域における日本語教育の担い手の養成

◇ 地域の日本語教育を守り育てていく上で、将来にわたる担い手の確保が大きな課題となっています。

○ 県では、日本語学習を支援する者としての基礎的知識を備えつつ、外国人と地域をつなぎ、共生を支援する役割を担う「日本語交流員」を養成することで、日本語教室の持続的運営や機能強化を支援します。

主な施策16 日本語教育等人材バンクの創設

◇ 地域の日本語教育を支える人材や機関と、日本語教育の充実を進める団体、企業等をつなぐ仕組みの構築が求められます。

○ 県では、日本語教育人材、日本語交流員、日本語教室、日本語教育機関等を登録し紹介する人材バンクを創設し、それぞれの主体と連携しながら、地域における日本語教育体制の充実を支援します。

\*「日本語教育機関」について

「留学」の在留資格で来日し滞在する外国人の受入れが可能な日本語教育機関は、法務省が告示で定めている。

コラム9



日本語交流員養成研修（長野県 県民文化部国際課）

県民の皆さんの力をお借りすることなくして、多文化共生社会の実現は困難です。

そこで、日本語を学ぶ外国人の皆さんのお手伝いをしながら多文化共生の担い手となる人材として「日本語交流員」の養成をスタートしました。

日本語交流員は新しいためイメージが掴めず「どういう役割があるの?」「日本語の先生とどう違うの?」とご質問をいただきます。

教室の中での日本語交流員の役割は、先生と連携し、外国人学習者の学びをサポートしていただいたり、地域の情報を伝えていただくこと。時には、外国人学習者の様々な相談にのり、適切な場所へつないでもらうなど、外国人学習者と地域社会とをつなぐ橋渡し役となっていていただきたいと考えています。

研修を受講した方からは「日本語交流員として地域で活動していきたい」「同じ思いの人たちがいることを知れてよかった。もっとつながっていきたい」といった前向きなコメントを数多くいただいています。

あなたも日本語交流員として、多文化共生社会の実現に向けた取組みに参加してみませんか。



長野県 PRキャラクターアルクマ  
©長野県アルクマ

コラム10



日本語教育の総合的な体制づくり（長野県 県民文化部国際課）

外国人が地域で活躍してもらうためには、どこに住んでいても日本語を学ぶことができる環境づくりが重要です。

そんな長野県を創るため、県では体制づくりに動き出しました。

「日本語教室を運営しているけど悩みをどこに相談したらよいかわからない」「日本語教室をやりたいけどどこに相談したらいいのだろう」

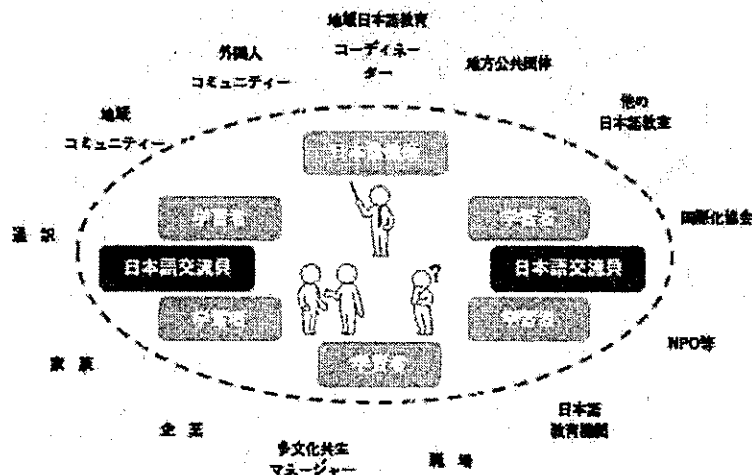
こうした地域の日本語教育に関する相談窓口として「地域日本語教育コーディネーター」を配置しました。

また、日本語教室を地域の多文化共生の拠点として機能するひとつのモデルを示すため、2か所の日本語教室に日本語教師と日本語交流員を派遣しています。（令和元年度時点）

地域日本語教育コーディネーターと日本語教師、日本語交流員の3者が連携して日本語教育を提供する。そして、日本語教室を通じて地域社会とつながる。

このような多文化共生の拠点となる日本語教室を増やすことで、多文化共生を推進していきたいと考えています。

長野県の目指すモデル教室の形



**【施策目標】** 学びとコミュニケーションによる地域づくり

施策の柱 「やさしい日本語」の普及



めざす姿 みんなが「やさしい日本語」について知ってる使ってる



**主な施策17** 地域への普及

- ◇ 災害時だけでなく、平時にも外国人にわかりやすく情報を伝えることのできる「やさしい日本語」を広く地域に周知することが必要です。
- 県では、県内の日本語教育機関と連携して、県民及び県内自治体職員を対象とした研修会を開催し、日常生活における「やさしい日本語」の普及・活用を図ります。

**主な施策18** 学校への普及

- ◇ 学校からの連絡等を理解することが難しい児童生徒や保護者に対して、内容が十分伝わるよう配慮することが必要です。
- 県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒等とのコミュニケーション、日本語の読み書きが不得意な保護者に対して学校への理解を深めるための手段の一つとして、学校教育現場での「やさしい日本語」の普及を図るための研修を実施します。

**主な施策19** 事業者への普及

- ◇ 外国人労働者や技能実習生（以下「外国人労働者等」という。）が職場で安全にいきいきと働くためには、日常的なコミュニケーションが欠かせません。
- 県では、職場における異生や多文化共生の意識づくりのため、企業向けセミナーや企業訪問等を通じ、企業内でのコミュニケーション手段の一つとして、「やさしい日本語」の普及を図ります。

**関連計画** 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

コラム11



「やさしい日本語」の重要性

(NPO法人中宿多文化共生ネットワーク)

日本語教育アドバイザー 佐藤桂子 様

「やさしい日本語」とは、外国人にも伝わりやすい簡単な日本語です。たとえば災害時の「避難所」は、「みんなが逃げる場所」と訳します。また、「火災が発生しました」を「火事です」と言えば、子どもにもわかりやすくなります。つまり、「やさしい日本語」は、易しく優しい、ユニバーサルな日本語なのです。長野県に暮らす外国人は英語を使う人ばかりではありません。私たちも「やさしい日本語」を使って積極的コミュニケーションをとってみませんか。

**【施策目標】** 誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の柱

情報の多言語化



めざす姿 いろいろな言葉で情報が提供されている

**主な施策20** 多言語化の推進

◇ 外国人に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、また、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習など、外国人が安心・安全に暮らし、地域で活躍するためには、行政情報や生活情報を正しく理解してもらうことが重要であり、情報提供にあたっては、できるだけ外国人がわかる言語で提供することが求められます。

○ 県では、生活ガイドブック、消費生活相談、交通安全に関する広報啓発、災害時の情報発信、わかりやすい案内標識、県公式ホームページへの多言語翻訳機能の追加など、情報発信に係る多言語化を推進します。

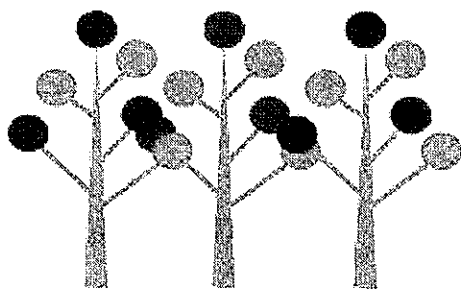
また、国、県、市町村や関係団体との情報交換や意見交換の場として多文化共生推進連絡会議を開催し、県の多言語化の状況を説明するとともに、そのノウハウを提供するなど、市町村や関係機関における多言語化を進めます。

なお、多言語化と同時に、「やさしい日本語」の普及を合わせて進めています。

**主な施策21** 翻訳・通訳者の紹介、派遣

◇ 日本語に不慣れな外国人が日常生活を送る上で、より詳細な情報を求めたり、個人事情に応じた支援を求める場面などでは、翻訳・通訳者を必要とすることがあるため、外国人が安心して翻訳・通訳者の紹介を受けることができる体制づくりは重要です。

○ (公財) 長野県国際化協会では県と協働して翻訳・通訳者の募集を行い、登録者の紹介を行います。



長野県 PR キャラクターアルクマ  
©長野県アルクマ

**【施策目標】誰もが暮らしやすい地域づくり**

施策の柱

相談体制の充実



めざす姿

困った時に相談できる



**主な施策22 多言語相談窓口の充実**

- ◇ 外国人が安心して生活できるよう、様々な言語で相談を受け付ける体制を整備することが必要です。また、そのことが外国人に長野県の生活環境の良さをアピールすることにもつながります。
- 県が設置する長野県多文化共生相談センターでは、多言語で生活や労働など様々な相談に応じるとともに、適宜適切な相談先につなぐことで、外国人の安心・安全な生活を支援します。また、外国人がどこでも相談できる体制づくりのため、県内巡回相談を実施します。

2019.10.1 OPEN! **長野県多文化共生相談センター概要**

☎ 026-219-3068  
080-4454-1899

所在地	もんぜんぶら座3階（長野市新田町1485-1）
ご利用可能日	第1・3水曜日を除く平日（月～金）、第1・3土曜日
ご利用可能時間	10:00～18:00
対応言語	15言語 中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語
ホームページ URL	<a href="https://www.naganoken-tabunka-center.jp/">https://www.naganoken-tabunka-center.jp/</a>

**主な施策23 市町村への支援**

- ◇ 市町村は、外国人にとって最も身近な住民サービスの提供機関であることから、市町村の外国人相談窓口の新設や機能の充実が求められます。
- 「長野県多文化共生相談センター」では、相談対応マニュアルの提供やアドバイザーの派遣などを通じて、市町村窓口の設置及び拡充を支援します。また、外国人住民相談を行う市町村の相談員に対し、必要な情報提供、研修会等を行い、窓口の機能向上を支援します。

**コラム12**



**長野県多文化共生相談センターについて**

（長野県多文化共生相談センター センター長 春原 眞美 様）

センターは、日常の生活で困っていること、仕事のことや子どものことで悩んでいること、どこに聞いたら良いかわからないことなど、何でもお気軽にご相談いただける場所です。不安になった時、解決の糸口が見えない時、センターに来て（電話して）、モヤモヤしていることをひとりで抱え込まないで、私たちに話してみませんか！センターの相談員に話すことで、進む道が見えてきて、頭の中の曇りが晴れてくるのではないのでしょうか。

独りぼっちじゃないですよ！

安全で、安心して、相談などができる場所です。相談される皆さんに寄り添った、対応をしています。

**【施策目標】** 誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の柱

労働環境の整備



めざす姿

安心して働くことができる



**主な施策24 就労のための日本語学習の支援**

◇ 外国人が安心して働くためには、職場での十分なコミュニケーションが必要であり、そのためには一定の日本語能力が求められます。

○ 県では、企業が外国人労働者等に向けて行う日本語教育について、日本語教師の紹介など、円滑な実施を支援します。

また、企業が外国人労働者等に対し、日本語を学ぶ場として地域の日本語教室を紹介する場合には、その日本語教室の運営支援について、企業に呼びかけます。

**関連計画** 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

**主な施策25 職場内共生の推進**

◇ 国籍、民族、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別がない職場環境をつくるためには、お互いを認めあい、尊重することが大切です。

○ 県では、企業において適切な職場環境が提供されるよう、職場内の多文化共生に関するセミナーの開催等、機会を捉えて呼びかけます。

**関連計画** 長野県人権政策推進基本方針（人権・男女共同参画課）  
就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

**主な施策26 外国人が働きやすい就労環境整備**

◇ 外国人労働者等がその能力を発揮し、いきいきと働くためには、企業や関係団体において、労働関係法令を遵守した適正な就労環境の整備を図るほか、働きやすい職場環境の確保などの取組が求められます。また、日常的なコミュニケーションの確保も重要です。

○ 県では、法令遵守の徹底や適切な労務管理が行われるよう、関係機関と連携し、相談窓口やセミナー等において、企業に対しての広報やきめ細かな助言を行います。また、コミュニケーションの確保においては、「やさしい日本語」の普及を図ります。

さらに、先進的な取組や活躍事例を収集、発信することで、企業の就労環境整備を促進します。

**関連計画** 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

**主な施策27 労働・雇用に関する相談体制の充実**

◇ 外国人労働者等が労働条件などで不当な扱いを受けたり、トラブルが生じた時には、安心して相談できる体制が必要です。また、企業においては労働関係法令の遵守や労務管理及び安全衛生教育が適正に行われることが必要であり、適切な情報提供や必要に応じて相談できる体制の充実が必要です。

○ 県では、関係機関と連携し、外国人労働者等や企業への相談体制を整えます。

また、各種相談窓口の利用を促進するために、企業や労働者等に対して周知を図ります。

**関連計画** 就業促進・働き方改革基本方針（労働雇用課）

【施策目標】誰もが暮らしやすい地域づくり

施策の柱

生活支援（医療・住宅・防災等）



めざす姿

安心して病院に行くことができる  
住むところに困らない  
災害が起きたらどうすればいいか知っている



主な施策28 医療受診体制づくりの促進

◇ 医療は、生命と密接に関係することから、外国人が安心して暮らす上で、欠かすことのできない重要な分野です。

県内のどの地域でも、安心して適切な医療が受けられるためには、外国人がわかる言語で診療や説明が行われる体制づくりが急務です。

また、医療を受ける際の保険については、在留外国人には健康保険、国民健康保険等の公的制度による医療保険、訪日外国人旅行者には旅行保険と、制度が異なることを周知するとともに、外国人と医療機関の双方が納得して医療の提供が行われることが重要です。

○ 県では、外国人がわかる言語で医療を受けることができる体制づくりを進めるとともに、外国語対応が可能な医療機関や薬局の情報について広く周知します。

また、在留外国人に向けては、日本の医療保険制度の仕組みについて、関係機関と連携して周知を図るとともに、訪日外国人旅行者に対しては、旅行保険の加入を広く呼びかけます。

主な施策29 保健・福祉・介護分野での支援

◇ 日本の保健・福祉・介護制度について、制度自体への理解が必要な外国人がいることから、制度の周知を図ることが必要です。

○ 県では、機会を捉え、日本の保健・福祉・介護制度について周知を図るとともに、生活で困った場合の相談先について広く周知します。

主な施策30 住宅確保のための環境整備

◇ 外国人が安心して生活するためには、生活の拠点となる住居が必要です。

外国人が賃貸住宅等に円滑に入居するために、日本の住宅情報や住宅に関する慣習、システム等の情報を、わかりやすく提供することが必要です。

○ 県では、外国人等が住居を借りる場合の支援策を検討するとともに、住宅情報の周知を図ります。

主な施策31 防災知識の普及、災害対策の充実

◇ 災害を経験したことがない外国人も多くいることから、平常時から訪日外国人旅行者を含む外国人に対する防災教育、訓練、防災情報の提供を行うことが必要です。

また、緊急時には、多言語による各種気象警報の伝達や避難誘導のほか、避難所では外国人への配慮が行われる仕組みづくりが重要です。

○ 県では、災害時においては、わかる言語での情報提供に努めるほか、外国人にも伝わりやすいやさしい日本語の活用について、普及を図ります。

また、災害多言語支援センターの立ち上げについて市町村に引き続き周知を図るとともに、外国人向け防災対策講座や災害時の支援訓練を継続して実施します。

関連計画 地域防災計画（危機管理防災課）



## 5 各主体の役割

### 多文化共生の推進体制の整備 ~多様な主体との連携・協働体制の構築~

多文化共生社会を実現するためには、それぞれの役割を踏まえ、連携・協働を図ることが必要です。そこで、各主体の役割分担を明確にするとともに、推進体制の整備を進めていきます。

#### ねらい

関係機関の連携促進による多文化共生の推進  
 国内他地域との連携による知見の共有  
 国への多文化共生基本法制定の働きかけ

## 各主体の役割

### 1 県

- 県内における多文化共生を推進するため、「長野県多文化共生推進指針2020」を策定し、指針に基づき施策を部局横断的に推進します。
- 指針普及に努めるとともに、指針に沿った取組が県内に広がるよう、市町村、関係機関等の多様な主体との連携を強化します。
- 多文化共生の先導役として、積極的な広報及び情報提供に努めます。
- 県組織の多言語化に努めるとともに、職員に「やさしい日本語」の研修を行うなど、「外国人にやさしい県庁」を自指します。
- 多文化共生の推進は国全体で体系的に進めていくことが必要であることから、機会を捉え、関係省庁に対して多文化共生に係る基本法の制定や各自治体が実施する施策に必要な財源措置等を要望します。
- 外国人が多く居住する地域（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋市）で構成する「多文化共生推進協議会」などを通じて事例を共有し、県内の多文化共生施策に活かすとともに、構成地域とともに、国に対して支援策の充実等について要望活動を行います。

### 2 市町村

- 外国人にとって最も身近な自治体であり、行政サービスの提供者であることから、多文化共生の地域づくりにあっては、特に重要な実施主体です。
- 各市町村の実情を踏まえつつ、生活支援策、日本語教育等、外国人が日常生活を営む上で必要な施策に積極的に取り組み、多文化共生の地域づくりに努めることが必要です。
- 情報を多言語で提供することを検討するとともに、「やさしい日本語」を使い、外国人に伝わりやすい情報提供を行うことが必要です。

### 3 教育機関（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

- 日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒等に対し、日本語教育を行うことが重要です。
- 不就学を防ぐ取組を行うとともに、就学・進学・就職に配慮した取組が必要です。
- 児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度について分かりやすく説明するとともに、学校からの連絡事項が十分に伝わるよう配慮が求められます。
- 教育活動の全般にわたり、多文化共生の視点を反映させることが必要です。

#### 4 関係機関

- ・ 経済団体においては、各企業が外国人労働者等の人権を尊重し、労働関係法令を遵守して適正な雇用を行うための取組が求められます。
- ・ 労働団体においては、外国人労働者等の人権や権利が守られ、それぞれの職場で日本人と外国人が気持ちよく働けるための労働環境整備を、労使一体となって進めることが求められます。
- ・ (公財)長野県国際化協会は県内の多文化共生・国際交流事業推進の中核的な立場であることから、県と共に県内の多文化共生を進めるための施策に積極的に取り組むことが重要です。
- ・ 地域の国際交流団体においては、地域の多文化共生を推進するため、関係機関と連携した交流イベントの実施や地域の実態に即した様々な取組を行うことが期待されます。

#### 5 地域の日本語教室

- ・ それぞれの地域や学習者などの実情に応じた日本語学習の機会の提供に努めることが重要です。
- ・ 持続可能な運営に向け、県の支援等を活用し、担い手の確保に努めることが必要です。
- ・ 日本語学習だけでなく、文化が学べる場としての活動等により、学習者と地域をつなぐ多文化共生の拠点としての役割が期待されます。

#### 6 大学・専門学校等

- ・ 多文化共生を担う人材を育成するとともに、多文化共生に関する調査研究、施策立案への支援等、行政等と連携した取組が望まれます。
- ・ 県や市町村等が実施する多文化共生施策への積極的な協力が期待されます。
- ・ 大学や日本語教育機関などに在籍する留学生が、地域に溶け込めるよう支援することが望まれます。

#### 7 企業・労働団体

- ・ 外国人労働者等が職場でいきいきと働くことができるよう、人権の尊重、労働関係法令の遵守が求められます。また、安全で働きやすい職場環境の確保が必要です。
- ・ 外国人労働者等への日本語教育の機会の提供や労働相談、地域で共生するための生活ガイドブックなどを積極的に行うことが重要です。
- ・ 外国人労働者等とのコミュニケーションが重要であり、コミュニケーションに際しては、外国人労働者等がわかる言語や「やさしい日本語」の使用により、情報が的確に伝わるよう工夫することが必要です。
- ・ 調達先、取引先の選定に当たっては、法令遵守の観点の重視に努めることが必要です。

#### 8 外国人を含む全ての県民

- ・ 多文化共生の地域づくりの主役として、生活、学校、企業などの様々な場面で、それぞれの国籍や文化の違い等を認め合い、尊重して生活することが必要です。
- ・ ボランティアなどの機会を捉え、地域に多文化共生の取組を広げることが望まれます。

## 9 国

- ・ 多文化共生に係る基本法を早期に制定し、国を挙げて多文化共生社会の実現に取り組むことが求められます。
- ・ 多文化共生施策に関する速やかな情報提供、総合的対応策に掲げた施策の速やかな実施、地方自治体に対する適切な財政支援等を行うことが望まれます。

### コラム13

#### 多文化共生社会基本法とは

山脇啓造明治大学教授によれば、「多文化共生社会基本法」の目的は、人権尊重や社会参画、国際協調といった多文化共生の基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにあります。基本法の制定によって、国と自治体、企業や市民団体等との連携・協働が進み、地域社会の取組が一層効果的なものとなることが期待されます。

平成30年(2018年)10月には、日本弁護士連合会が、「外国人受入れについての基本方針を定める法律(仮称『多文化共生法』)を制定するとともに、これらの施策の実施を所管する省庁(仮称『多文化共生庁』)を設置する」ことを求める宣言を発表しました。また、令和元年(2019年)8月には、指定都市市長会が、内閣府及び法務省に対して、「共生の概念をはじめ、国・地方自治体・事業者等の役割分担、政策までを包括した、施策実施の根拠となる基本的法律を整備すること」を提言しました。

## V 資料

### 長野県多文化共生推進指針改定検討会開催要綱

#### (趣旨)

第1条 国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域づくりを推進するため、「長野県多文化共生推進指針」を多文化共生の道標として平成27年3月に策定した。策定から5年が経過することから、経済社会の変化に対応して見直すための方向性等を検討する上で有識者等の意見を聴くため、長野県多文化共生推進指針改定検討会を開催する。

#### (会議事項)

第2条 「長野県多文化共生推進指針」の見直しに当たり、検討会の構成員の意見を聴く事項は次のとおりとする。

- (1) 外国籍県民等の現状と課題
- (2) 多文化共生推進に関する基本的な考え方
- (3) 多文化共生施策の方向性
- (4) その他必要と認められる事項

#### (構成)

第3条 検討会の構成員は別表のとおりとする。この場合において、必要に応じ構成員以外の者の意見を聴くことができる。

2 検討会に座長を置く。

#### (検討会の開催期間)

第4条 検討会は、平成32年3月31日までの間、開催することとする。

#### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

ながのけんたぶんがきせいせいしんしんかいていけんとうかいこうせいいんめいほ  
長野県多文化共生推進指針改定検討会構成員名簿

区分	氏名	所属
学識経験者3	山脇 啓造	明治大学 国際日本学部 教授 【座長】
	佐藤 友則	信州大学 グローバル化推進センター 教授
	徳井 厚子	信州大学 教育学部 教授
関係団体2	永本 正俊	一般社団法人長野県経営者協会 専務理事
	根橋 美津人	日本労働組合総連合会長野県連合会 会長
医療	飯塚 康彦	一般社団法人長野県医師会 専務理事
教育2	肇村 秀則	長野県市町村教育委員会連絡協議会 理事 (上田市教育長)
	佐原 智行	長野県東御清翔高等学校長
市町村3	市村 洋	長野市商工観光部観光振興課インバウンド・国際室 室長
	前澤 典子	松本市総務部人権・男女共生課 課長
	林 みどり	飯田市市民協働環境部男女共同参画課 課長
NPO等2	春原 直美	公益財団法人長野県国際化協会 副理事長
	丸山 美枝	あづみの国際化ネットワーク 代表
公募2	若島 マリクリス	公募構成員
	船橋 辰也 ニルトン	公募構成員
	計15名	

ながの けん たぶん かきよせいすいしん ししん  
**長野県多文化共生推進指針2020**

はっこうねんげつ  
発行年月 : 令和2年(2020年)3月

へんしゅうはっこう  
編集発行 : 長野県県民文化部国際課

(令和2年4月から 県民文化部文化政策課 多文化共生・パスポート室)

〒380-8570 長野市大学南 長野学幅下692の2

でん 話  
電話 : 026-232-0111 (代表) 内線2803

026-235-7173 (直通)

ああくしみり  
ファクシミリ : 026-232-1644

でんしめーる  
電子メール : tabunka@pref.nagano.lg.jp

ほーむぺーじ  
ホームページ : <https://www.pref.nagano.lg.jp/>

# 目次

1. 調査概要及び結果の読み方.....	1
2. 回答者の属性.....	4
(1) 属性・居住地域.....	4
(2) 世帯の状況.....	5
3. 保護者調査結果.....	12
(1) 保護者の就労状況.....	12
(2) 家計の状況.....	19
(3) 世帯の所有物や子どもの体験・活動状況等.....	23
(4) 保護者の心身の状況やこれまでの体験.....	43
(5) 子育て・教育に関すること.....	48
(6) 公的支援施策に関すること.....	53
4. 子ども調査結果.....	76
(1) 属性・居住地域.....	76
(2) 将来のこと.....	79
(3) 子どもの生活・友人関係.....	82
(4) 生活習慣.....	100
(5) 子どもの心身の状態.....	111
(6) 学校・勉強.....	117
(7) 悩みや相談.....	128
(8) サービスや支援策の関心.....	135
(9) 学校や仕事などに関すること（16歳・17歳のみ）.....	139
(10) その他.....	142
付属資料（調査票）.....	145

# 設 問 目 次

## 保護者調査詳細

問 1	居住地域はどこですか。.....	4
問 2	お子さんとあなた（回答者）との関係は、以下のどれになりますか。.....	5
問 3	あなたの年齢を教えてください。.....	5
問 4	現在のあなたの婚姻状況を教えてください。.....	5
問 5	お子さんと同居しているご家族の人数を教えてください（あなたとお子さんも含む）。.....	6
問 6	お子さんと同居しているご家族の中に、高齢であったり障がいがあったりするなど、介護が必要な方はいますか。.....	6
問 7	お子さんが病気の時や、ご自身の用事の時などに頼れる親族や友人などがいますか。.....	7
問 8	お子さんのご両親の国籍を、それぞれ教えてください。.....	7
問 9	現在お住まいの住居の形態は、次のどれが最もよくあてはまりますか。.....	9
問 10	前年（2016年1～12月）の世帯全体の可処分所得（手取り）総額は、合計でおよそいくらですか。...9	9
問 11	お子さんのお母さんの現在のご職業は、次のどれに最も近いですか。.....	12
問 12	お母さんが職業をお持ちの方にお伺いします。お子さんのお母さんは、1週間に平均何時間、お仕事をされていますか。.....	12
問 13	お母さんが職業をお持ちの方にお伺いします。昨年1年間（2016年1月～12月）を合計した、お子さんのお母さんのお仕事からの収入（税込）は、およそいくらですか。.....	13
問 14	お母さんが職業をお持ちの方にお伺いします。お母さんは、平日の日中以外の勤務がありますか。....14	14
問 15	お子さんのお母さんは、過去3年間に仕事を探してもみつからなかった期間（失業期間）がありますか。.....	15
問 16	お子さんのお父さんの現在のご職業は、次のどれに最も近いですか。.....	16
問 17	お父さんが職業をお持ちの方にお伺いします。お子さんのお父さんは、1週間に平均何時間、お仕事をされていますか。.....	16
問 18	お父さんが職業をお持ちの方にお伺いします。昨年1年間（2016年1月～12月）を合計した、お子さんのお父さんのお仕事からの収入（税込）は、およそいくらですか。.....	17
問 19	お父さんは、平日の日中以外の勤務がありますか。.....	17
問 20	お子さんのお父さんは、過去3年間に仕事を探してもみつからなかった期間（失業期間）がありますか。.....	18
問 21	あなたの家庭では、過去1年間に、お金が足りなくて、家族が必要とするものを買えないことがありましたか。また、経済的な理由で、サービス・料金について、支払えないことがありましたか。.....	19
問 22	経済的理由のためにあなたの世帯にないものはありますか。.....	23
問 23	あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。または、これまでにしたことがありますか。.....	24
問 24	あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。.....	27
問 25	お子さんの教育費のうち負担が重いものは何ですか。.....	33
問 26	あなたのご家庭では、お子さんと次のようなことをすることがありますか。.....	35
問 27	過去1年間に、お子さんを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありましたか。.....	39
問 27-1	「1 あった」と回答した方にお伺いします。その理由は、何ですか。.....	39
問 28	お子さんの予防接種と乳幼児健診の受診状況について、最も近いものに○をつけてください。.....	40



問 29 定期予防接種（無料）について、「2 受けなかった」と回答した方にお伺いします。定期予防接種を受けないことがあったのはなぜですか。 .....	41
問 30 インフルエンザの任意予防接種（有料）について、「2 受けなかった」と回答した方にお伺いします。任意予防接種を受けないことがあったのはなぜですか。 .....	42
問 31 乳幼児健診（無料）について、「2 受けなかった」と回答した方にお伺いします。乳幼児健診を受けないことがあったのはなぜですか。（小学1年生のみ） .....	42
問 32 あなたの健康状態についてお伺いします。 .....	43
問 33 お子さんのお母さん、お父さんの最終学歴は次のどちらにあたりますか。 .....	43
問 34 あなたが15歳の頃のご家庭の様子に最も近いものに○をつけてください。 .....	44
問 35 あなたはお子さんを持ってから、以下のような経験をしたことがありますか。 .....	46
問 36 あなたの気持ちをお聞かせください。 .....	47
問 37 お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいと考えていますか。 .....	48
問 37-1 お子さんに理想と現実的な教育段階に違いがある方にお伺いします。あなたが、そのように考えた理由を選んでください。 .....	49
問 38 お子さんが病気の時や、ご自身の用事の時などに頼れる親族や友人などがいますか。 .....	50
問 39 子育てをする上で、あなたが大変だと感じていること、悩んでいることを選んでください。 .....	51
問 40 あなたは、子育てに困ったり、悩んだとき、誰に相談しますか。 .....	52
問 41 あなたは、子どもに関する施策等の情報を、今後、どのような方法で受け取りたいですか。 .....	53
問 42 以下の支援制度等を、これまでに利用したことがありますか。 .....	54
問 42-1 現在、これらの支援制度等を利用することに興味がありますか。 .....	55
問 43 これまでに困ったときに以下の公的機関に相談したことがありますか。 .....	56
問 44 封筒の宛名のお子さんについて、以下の支援制度等をこれまでに利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものに○をつけてください。 .....	58
問 45 現在、これらの支援制度等を利用することに興味がありますか。 .....	65
問 46 今後、充実を希望する子育て支援サービスは何ですか。 .....	66
問 47 長野県では、昨年7月に「子どもを性被害から守るための条例」を制定しましたが、ご存知ですか。 .....	68
問 48 長野県では、性被害を防ぐために、性教育を充実することが必要と考えていますが、家庭における性教育の状況について、お答えください。 .....	69
問 49 お子さんは、「就学援助費」・「高校生等奨学給付金」を利用していますか。 .....	69
問 50 「1 利用している」と回答した方にお伺いします。現在の就学援助費・高校生等奨学給付金で必要な費用を賄うことができますか。 .....	71
問 51 「2 利用していない」と回答した方にお伺いします。受け取っていない理由は、何ですか。 .....	72
問 52 あなたの世帯で、次のような公的年金、社会保障給付金の1回あたりの支給額はいくらですか。 .....	73
問 53 あなたが今、子育てで困っていることや悩みごと、子育てに関する意見がありましたら、ご自由にお書きください。 .....	73

## 子ども調査詳細

問 54	あなたの住んでいる市町村を教えてください。(小学1年以外)	76
問 55	あなたの性別を教えてください。	76
問 56	あなたの身長・体重を教えてください。(16歳・17歳のみ)	76
問 57	あなたは、現在学校に在籍していますか。(16歳・17歳のみ)	78
問 58	あなたは、将来の夢(小学5年・中学2年)や将来なりたい職業(16歳・17歳)がありますか。...	79
問 59	将来の夢(小学5年・中学2年)や将来なりたい職業(16歳・17歳)が「2 ない」と答えた人にお聞きします。その理由は何ですか。	79
問 60	あなたは、今後、進学を希望する学校がありますか。(16歳・17歳のみ)	80
問 61	今後の進学を希望する人にお聞きします。希望する学校に進学する予定はありますか。(16歳・17歳のみ)	81
問 62	あなたは、平日(学校に行く日)の放課後(夕方6時くらいまで)は、どこで過ごすことが一番多いですか。	82
問 63	あなたは、以下の活動を、ふだんどれくらいしますか。	83
問 64	あなたは、平日(学校に行く日)の放課後(夕方6時くらいまで)は、だれと一緒に過ごすことが一番多いですか。	90
問 65	あなたが平日の放課後や自由時間を過ごす場所に、大人はいますか。	91
問 66	あなたは、学校や職場・地域のクラブやスポーツ活動に参加していますか。	93
問 66-1	「2 していない」と答えた人にお聞きします。参加しない理由は何ですか。	93
問 67	あなたにとって、一番ほっとできる居場所はどこですか。(小学1年以外)	94
問 68	あなたの一番仲が良い友達はどのような友達ですか。	95
問 69	あなたは、休日の午後は、どこで過ごすことが一番多いですか。	96
問 70	あなたは、休日の午後は、だれと一緒に過ごすことが一番多いですか。	98
問 71	あなたが休日の午後過ごす場所に、大人はいますか。	99
問 72	あなたは、平日(学校に行く日)に毎日、朝ごはんを食べますか。	100
問 73	あなたは、平日(学校や仕事に行く日)の夕食をだれと食べますか。	101
問 74	あなたは、平日(学校や仕事に行く日)に、1日3食を食べますか。(16歳・17歳のみ)	102
問 74-1	「2 ほぼ毎日2食食べる」または「3 ほぼ毎日1食食べる」と答えた人にお聞きします。平日に3食食べない時の主な理由は何ですか。(16歳・17歳のみ)	103
問 75	あなたは、給食以外で、以下の食べ物をふだんどれくらい食べますか。	103
問 76	あなたは、週にどのくらい風呂に入りますか。(シャワーのみを含む)	105
問 77	あなたは、平日にどのくらい睡眠していますか。(16歳・17歳のみ)	106
問 78	あなたは、次のことについて、親とどのくらい話をしますか。父親と母親それぞれについて教えてください。	106
問 79	あなたは、自分の健康状態についてどう感じていますか。	111
問 80	あなたは、今、虫歯がおおよそ何本くらいありますか。治療中のものも含みます。	112
問 81	あなたの思いや気持ちについて教えてください。	113
問 82	あなたは、学校生活が楽しい(楽しかった)ですか。	117
問 82-1	「あまり楽しくない」、「楽しくない」と答えた人にお聞きします。学校が楽しくない理由は、何ですか。(小学1年保護者、小学5年、中学2年)	118
問 83	学校に行きたくないと思ったことがありますか。(小学5年・中学2年)	119
問 84	あなたは、これまでに、以下のような理由で、学校をやめたくなるほど、悩んだことがありますか。その理由にあてはまるものがありましたら、すべて○をつけてください。(16歳・17歳のみ)	120

問 85 あなたは、これまでに以下のようなことがありましたか。(いじめられた、夜遅くまで子どもだけで過ごした)(小学5年・中学2年) .....	121
問 86 あなたは、学校の授業がわかりますか。 .....	123
問 86-1 「3 わからないことが多い」、「4 ほとんどわからない」と答えた人にお聞きします。いつごろから、授業がわからなくなりましたか。 .....	124
問 87 あなたは、ふだん(月～金曜日)学校の授業以外にどれくらいの時間、勉強をしますか。1日あたりの勉強時間を教えてください。 .....	125
問 88 勉強がわからない時は、だれに教えてもらいますか(教えてもらいましたか)。(16歳・17歳のみ) .....	126
問 89 あなたは、将来どの学校まで行きたいと思いますか。 .....	126
問 90 あなたは、自分や家族のことでなやみや心配ことがありますか。 .....	128
問 91 あなたは、悩みや心配事があるとき、だれに相談しますか。 .....	130
問 92 友達の仲間に入れなかったことがありますか。(小学5年、中学2年) .....	133
問 93 あなたは、これまで、友達の輪に入れなくて、嫌な思いやつらい思いをしたことがありましたか。(16歳・17歳のみ) .....	133
問 94 あなたは、大人から次のようなことをされて、いやな思いやつらい思いをしたことがありますか。 .....	134
問 94-1 「1叩(たた)かれる、殴(なぐ)られる」、「2心を傷つけられる言葉を言われる」、「3体を触られるなど、性的に嫌なことをされる」を答えた人にお聞きします。嫌な思いをしたときに、だれかに相談しましたか。 .....	134
問 95 あなたは、以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。 .....	135
問 96 あなたの在籍している学校はどれですか。(16歳・17歳のみ) .....	139
問 96-1 あなたがその学校に進学した理由はどれですか。(16歳・17歳のみ) .....	139
問 97 あなたの仕事の状況(学生アルバイトを含む)を教えてください。あなたは、収入を伴う仕事(学生のアルバイトを含む)をしていますか。(16歳・17歳のみ) .....	140
問 97-1 収入を伴う仕事(学生のアルバイトを含む)をしている方にお聞きします。あなたの現在のお仕事の雇用形態を教えてください。複数のお仕事をお持ちの場合は、主な仕事についてお答えください。(16歳・17歳のみ) .....	140
問 97-2 時給にするとどのくらいになりますか。(16歳・17歳のみ) .....	141
問 97-3 現在は、1週間あたり、平均何時間働いていますか。残業時間を含めてお答えください。 .....	141
問 97-4 収入を伴う仕事(学生のアルバイトを含む)をしている方全員にお聞きします。給料(アルバイト代)を何に使っていますか。 .....	141
問 98 あなたが、県や市町村に何でも要望できるとすれば、どのようなことを要望しますか。また、日々の生活で感じていること、困っていることなどを自由に書いてください。 .....	142



## (9) 学校や仕事などに関すること (16歳・17歳のみ)

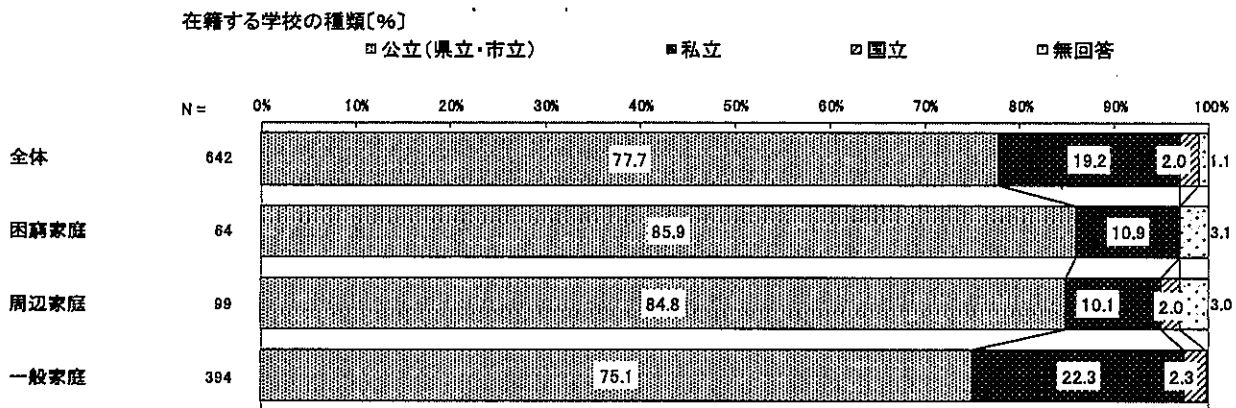
現在の通学先は、全体では「公立(県立・市立)」が77.7%と多く、困窮家庭は85.9%とやや多い。

仕事の状況は、「働いている(アルバイト・パートタイム・派遣・日雇い・正規雇用)」が全体では16.4%で、困窮家庭では働いている割合が高く、「給料の一部またはすべてを家のため(家族の生活費)に使っている」が34.8%と他の区分に比べて多い。

### ①現在の通学先

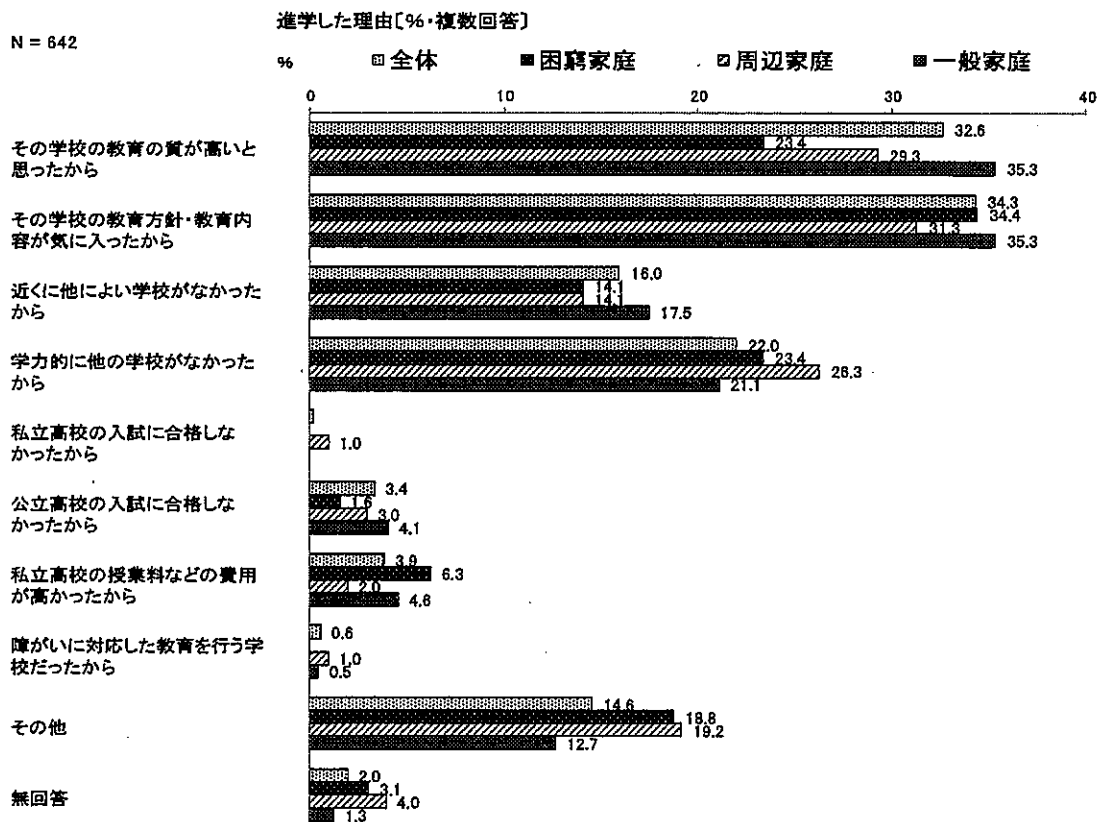
問 96 あなたの在籍している学校はどれですか。(16歳・17歳のみ)

「公立(県立・市立)」が77.7%と多く、「私立」が19.2%と続いている。生活困難家庭は「公立(県立・市立)」が85%前後と多い。



問 96-1 あなたがその学校に進学した理由はどれですか。(16歳・17歳のみ)

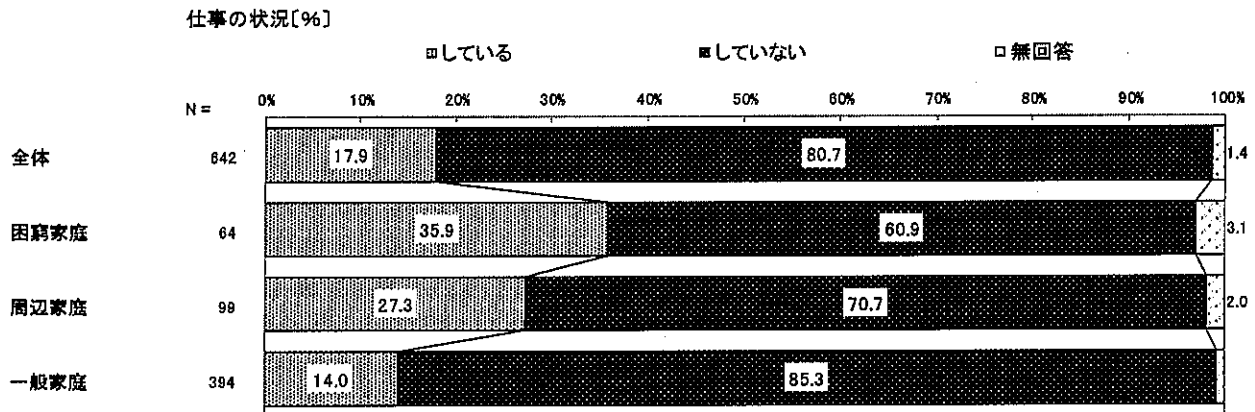
全体では、進学した理由は、「その学校の教育方針・教育内容が気に入ったから」、「その学校の教育の質が高いと思ったから」が30%強と多い。困窮家庭では、「私立高校の授業料などの費用が高かったから」が6.3%と他の区分に比べてやや多い。



## ②仕事の状況

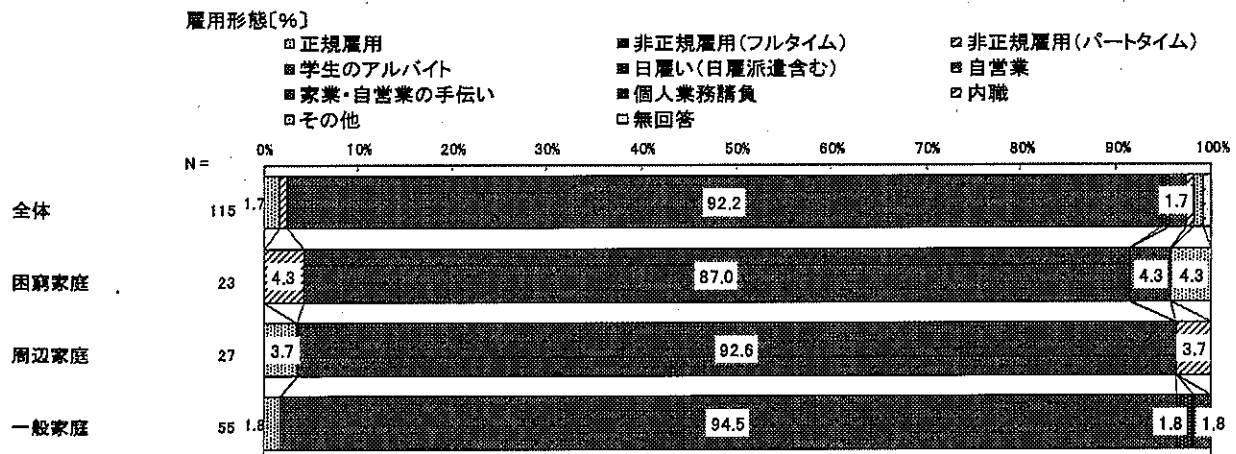
問 97 あなたの仕事の状況(学生アルバイトを含む)を教えてください。あなたは、収入を伴う仕事(学生のアルバイトを含む)をしていますか。(16歳・17歳のみ)

「していない」が80.7%と多い。困窮家庭では、「している」が35.9%、周辺家庭では27.3%と一般家庭に比べて多い。



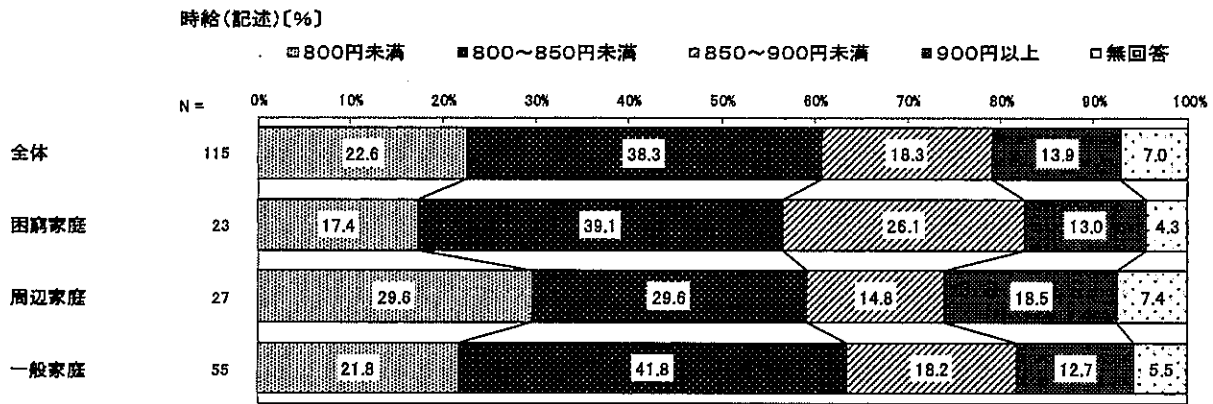
問 97-1 収入を伴う仕事(学生のアルバイトを含む)をしている方にお聞きします。あなたの現在のお仕事の雇用形態を教えてください。複数のお仕事をお持ちの場合は、主な仕事についてお答えください。(16歳・17歳のみ)

「学生のアルバイト」が92.2%を占めている。困窮家庭では、「非正規雇用(パートタイム)」「家業・自営業の手伝い」「その他」がそれぞれ4.3%みられる。



問 97-2 時給にするとどのくらいになりますか。(16歳・17歳のみ)

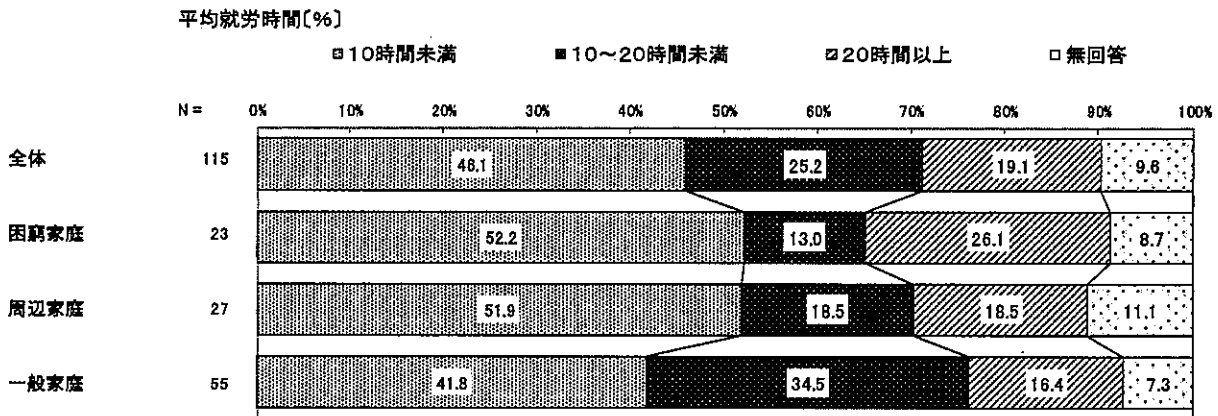
平均 824 円で 800~1,000 円に回答が分布している。



問 97-3 現在は、1週間あたり、平均何時間働いていますか。残業時間を含めてお答えください。

「10時間未満」が 46.1%と多く、「10~20時間未満」が 25.2%で、平均 12.7 時間となっている。

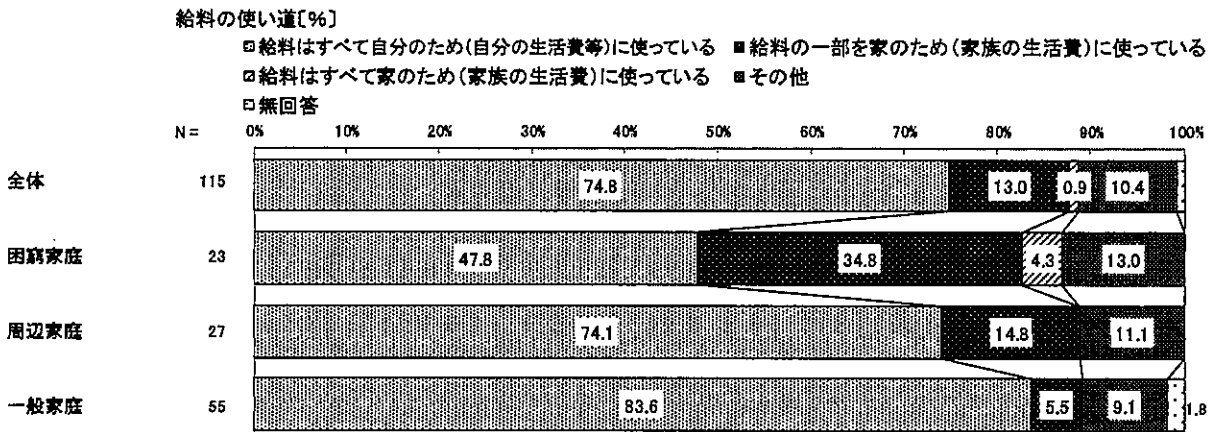
困窮家庭と周辺家庭では、「10時間未満」が 50%強と多く、困窮家庭では「20時間以上」も 26.1%と多い。



問 97-4 収入を伴う仕事(学生のアルバイトを含む)をしている方全員にお聞きします。給料(アルバイト代)を何に使っていますか。

全体では、「給料はすべて自分のため(自分の生活費等)に使っている」が 74.8%と多い。

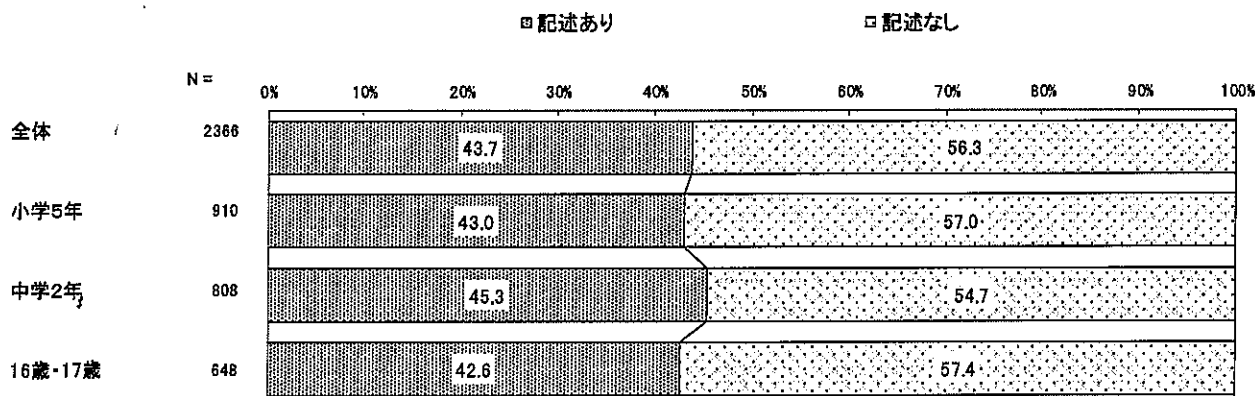
困窮家庭では、「給料はすべて自分のため(自分の生活費等)に使っている」が 47.8%と少なく、「給料の一部を家のため(家族の生活費)に使っている」が 34.8%、「給料のすべてを家のため(家族の生活費)に使っている」が 4.3%みられる。



## (10) その他

問 98 あなたが、県や市町村に何でも要望できるとすれば、どのようなことを要望しますか。また、日々の生活で感じていること、困っていることなどを自由に書いてください

「記述あり」が各学年ともに40%以上と多い。



小5本人の主な意見まとめ(上位5項目)

順位	内容	件数
1位	学校生活について	88件
	・学校の設備をもっと良くしてほしい。 ・もう少し楽しい授業をしてほしい。 ・担任がいやだ。変えてほしい。	
2位	遊び場、公園、勉強場所、スポーツ施設について	87件
	・子どもが安心してきて危険のない所で身近で楽しい所がほしい。 ・大学生のお兄さんお姉さんが無料で勉強などを教えてくれる所や、困っている事や悩み事などを自由に話せるところがほしい。	
3位	社会への願い、将来の夢について	57件
	・誰でも幸せに暮らせるように世界が平和であってほしい。笑顔がいっぱいありますように。 ・お金がない人でも勉強したい人は安く大学まで行かせてほしい。	
4位	地域の課題(イベント、道路等)について	47件
	・もう少し市のお祭りや行事を増やしてほしい。 ・歩道を作ってほしい。道路をきれいにしてほしい。	
5位	学校設備について	36件
	・学校を新しくしてほしい。学校のトイレを新しくしてほしい。 ・学校が暑いので、クーラーを設置してほしい。	

中2本人の主な意見まとめ(上位5項目)

順位	内容	件数
1位	学校、勉強について	30件
	・勉強についていけず困っている。 ・勉強をもっと分かりやすく教えてほしい。 ・宿題を減らしてほしい。	
2位	商業施設、観光について	29件
	・駅ビル、ショッピングモール、大型スーパー、本屋、コンビニなどをつくってほしい。 ・観光名所をもっと増やしたほうがよい。	
3位	遊べる場所、スポーツできる場所について	27件
	・子どもが遊べる場所が少ないので増やしてほしい。 ・バスケットボールができる場所をつくってほしい。	
4位	公共施設の整備について	26件
	・車で道を通るとき、狭い道が多くて通りにくい所が多くあるのもっと道を広くしてもらいたい。 ・公園、陸上競技場を整備してほしい。	
5位	学校の設備について	25件
	・学校にプール・体育館をつくってほしい。教室にエアコンをつけてほしい。 ・校舎やトイレをきれいにしてほしい。	



16～17歳本人の主な意見まとめ(上位5項目)

順位	内容	件数
1位	周辺地域に期待すること(お店、道路整備等)について	64件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路にある段差やひび割れ部分を直してもらいたい。</li> <li>・外灯が少ないので、夜歩くのが怖い。</li> <li>・遊ぶ場所を増やしてほしい。</li> </ul>	
2位	通学(公共交通機関)について	52件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車の本数を増やしてほしい。</li> <li>・定期代が高いと思うので下げてほしいと思う。</li> </ul>	
3位	教員、授業について	45件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みをもう少し長くしてほしい。</li> <li>・高校の先生が全体的にやる気がないことと、生徒をばかにしてくること。</li> </ul>	
4位	学校設備等について	44件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立高校の冷暖房の設備。できれば建て替え。</li> <li>・高校が古くなってきて、夏は熱いし、冬は寒いし、トイレは寒くて、臭くて、せまくて使いにくい。何とかしてほしい。</li> </ul>	
5位	居場所(勉強場所、スポーツ施設等)について	36件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰り道とかに自習などができる施設をもっと増やしてほしい。</li> <li>・低額で利用できる運動設備があってほしい。</li> </ul>	



## 長野県子どもを性被害から守るための条例

平成28年7月7日

条例第31号

改正 平成29年10月16日条例第44号

## (目的)

第1条 この条例は、子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み、子どもを性被害から守るための取組に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策及び必要な規制を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）と相まって、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的とする。

## (適用上の注意)

第2条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならない。

## (定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的な被害をいう。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条まで、第181条、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪に当たる行為
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当たる行為
- (4) 第19条第1項の罪に当たる行為
- (5) 前各号に掲げる行為のほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪に当たる行為
- (6) 性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為で前各号に掲げる行為に該当しないもの

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）その他これらに類する施設をいう。

5 この条例において「県民運動」とは、全ての子どもが、自尊感情及び自己肯定感を育み、社会とのかかわりを自覚することができるように支援するとともに、子どもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備

すること等により、子どもを性被害から守るため、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が相互に連携協力し、又は一体的に実施する取組をいう。

(基本理念)

第4条 子どもを性被害から守るための取組は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。

(2) 県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものであること。

(県の責務)

第5条 県は、前条に定める基本理念(第15条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

3 県は、県民運動を尊重し、それを積極的に推進するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する子どもを守る第一義的責任を有することを認識し、子どもを性被害から守るために必要な教育並びに子どもが性被害を受けたときの保護及び支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、性教育及び情報モラル(情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。第11条第1項及び第2項において同じ。)に関する教育を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、子どもの性被害の防止に配慮するとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、地域社会で子どもを育むことの重要性を認識し、子どもを性被害から守るため、主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(性被害の予防のための教育の充実)

第10条 県は、学校等における子どもに対する人権教育及び性教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

(インターネットの適正な利用の推進)

第11条 県は、学校等における子どもに対する情報モラルに関する教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、情報通信事業者等との連携協力により、子どものインターネットの適正な利用を推進する取組を行うものとする。

(相談体制の充実等)

第12条 県は、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制を充実するとともに、子どもが悩み等を抱え孤立することのないよう、大人の見守り及び支援の下で、安心して過ごすことができる場の整備を促進するものとする。

(県民運動の推進)

第13条 県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体等に対する研修その他の必要な支援を行うものとする。

(性被害を受けた子どもへの支援)

第14条 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、当該子どもが健やかに成長するため、関係行政機関、医療機関等と連携協力し、当該子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第15条 県は、市町村と連携協力し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(大人の責任)

第16条 大人は、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであることを自覚しなければならない。

(威迫等による性行為等の禁止)

第17条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。

2 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。

3 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。

(深夜外出の制限)

第18条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（午後11時か

ら翌日の午前4時までの時間をいう。以下この条において同じ。)に子どもを外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。
- 3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。
- 4 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(罰則)

第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 第17条第1項又は前条第2項に規定する行為をした者は、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(適用除外)

第20条 この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例の罰則は適用しない。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、また同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(平成28年7月7日)から施行する。ただし、第17条から第20条までの規定は、平成28年11月1日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、子どもを取り巻く社会環境の変化、この条例の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成29年10月16日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第9条）

## 第2章 基本的施策（第10条—第17条）

## 第3章 子どもに対する人権侵害の救済等（第18条・第19条）

## 第4章 雑則（第20条・第21条）

## 附則

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。

子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

長野県には、地域で子どもを大切に育んできた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。

一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。

ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「子ども支援」とは、次に掲げる支援をいう。

(1) 子どもの育ちを支えるために行う子どもへの支援（以下「子どもへの支援」という。）

(2) 子どもの育ちを支える者への支援

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもに、授業の終了後等に適切な遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

（基本理念）

第3条 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。

3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行わなければならない。

4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。

5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行わなければならない。

（県の役割）

第4条 県は、前条に定める基本理念（第6条及び第17条において「基本理念」という。）にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を反映するよう努めるものとする。この場合において、子どもの意見を聴くに当たっては、子どもが意見を直接述べることができる方法を用いるよう留意するものとする。

（保護者の役割）



第5条 保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。

(学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、学校等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行わなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

(県民の役割)

第8条 県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めなければならない。

(市町村等との連携協力)

第9条 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとする。

2 県は、子ども支援に関し、その活動を行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携協力するものとする。

## 第2章 基本的施策

(相談体制の充実)

第10条 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(社会参加の促進)

第11条 県は、子どもの社会参加を促進するため、他の子ども等との交流の機会の提供、子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもが安心してすることができる場の整備)

第12条 県は、児童館その他の子どもが安心して遊び又は生活をするすることができる場の整備の促進に努めるものとする。

(人権教育の充実)

第13条 県は、人権教育の充実に努めるものとする。

(保護者に対する支援)

第14条 県は、保護者に対し、その相談に応ずるほか、子育てに関する不安の緩和又は解消をするため、市町村等による保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校関係者等に対する支援)

第15条 県は、学校関係者等に対し、その相談に応ずるほか、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、乳幼児期の子どもの育ちを支える学校関係者等への支援が重要であることに鑑み、当該学校関係者等に特に配慮して講ずるものとする。

(関係者による連携協力の推進)

第16条 県は、関係者による子ども支援に関する情報の交換の場における助言等の支援その他の関係者相互の連携協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(相談機関の周知等)

第17条 県は、子どもに関する相談に応ずる機関及び子ども支援のための施策について、子ども及び保護者等に対し、適切な方法により周知するものとする。

2 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 子どもに対する人権侵害の救済等

(人権侵害の救済)

第18条 いじめ、体罰等による人権侵害（以下この章において「人権侵害」という。）を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもに係る保護者は、長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる。

2 長野県子ども支援委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければならない。

3 前項の場合を除くほか、長野県子ども支援委員会は、子どもに対する人権侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができる。

4 長野県子ども支援委員会は、前2項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。

5 長野県子ども支援委員会は、第2項又は第3項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。

(1) 子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

(2) 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

6 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(長野県子ども支援委員会)

第19条 子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて子どもに対する人権侵害に関する事項を調査審議するものとする。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第4章 雑則

(施策の実施状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、県が講じた子ども支援のための施策の実施状況等の概要を公表するものとする。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項（総合窓口の設置に係る部分に限る。）及び第3章並びに次項の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「 保育士試験委員 」 を

「 保育士試験委員  
子ども支援委員会の委員及び特別委員 」 に改める。

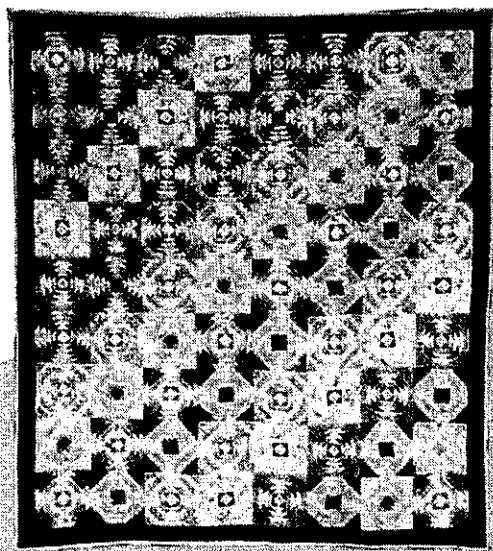
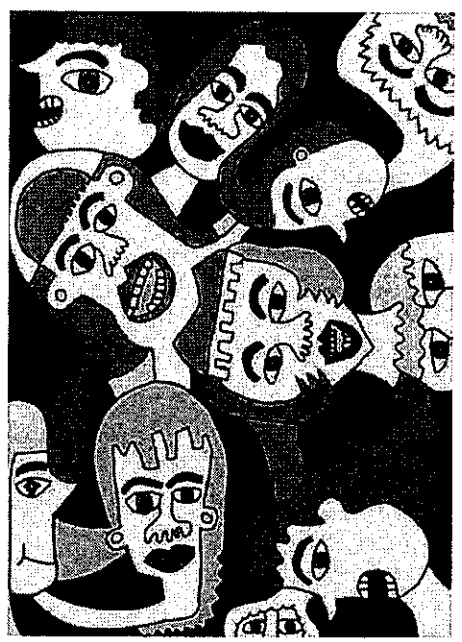


なが の ほん しょう      しゃ

# 長野県障がい者プラン2018

がい      よう      ばん

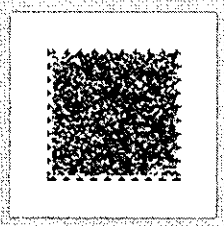
## 概要版



「ホタルとほぐし」

ねえ ホタル  
ほぐの顔にまっしたね  
きみたちのリーダーは  
とじいね

ねえ ホタル  
くろやみきまい上がり  
空の星と手をついて  
まるであつちゆみだ  
だけとね ホタル  
くちのすたけいほ  
ききしけい  
ねえ ホタル  
また来年も  
会いましょうね



## けいかく さくてい ち 計画の策定に当たって

わくに しょうがいしゃけんりじょうやく さいよう しゃかいも できる かんが いた ころりてき  
我が国では、障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的  
はいりよ がいねん ちと い しょうがいしゃきほんぽう しょうがいしゃそうごうしえんぽう かいせい しょうがい  
配慮」の概念が新たに取り入れられた障害者基本法や障害者総合支援法の改正、障害  
しゃ さべつかいしょうぽう せいいてい ほうせいび すす  
者差別解消法の制定などの法整備が進められてきました。

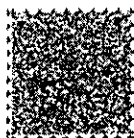
しょうがいしゃけんりじょうやく しょう しゃ じんけん きほんてきじゆう きょうゆう かくほ しょう しゃ  
障害者権利条約とは、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者  
こゆう そんげん そんちよう そくしん もくてき しょう しゃ けんり じつげん  
の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するため  
そ ちとう きてい しょう しゃ かん けい ちくさいじょうやく  
の措置等について規定している障がい者に関する初めての国際条約です。

## けいかく せいかく いち 計画の性格・位置づけ

- この計画は、県障害者計画、県障害福祉計画及び県障害児福祉計画の3つの計画を  
いったいか さくてい  
一体化して策定しています。
- 本計画は、本県の障がい者施策の向上に関するものであり、県が取り組む施策だ  
けでなく、県民や民間事業者、関係団体においてもそれぞれの立場で自主的、積極  
けんみん みんかんじぎょうしや かんけいだんたい たちば じしやてき せつきよく  
的な活動を行うための指針となることを期待するものです。

## けいかく じかん 計画期間

- 2018年度から2023年度までの6年間です。  
だい きしょうがいふくしけいかくおよ だい きしょうがいふくしけいかく ねんど ねんど  
第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、2018年度から2020年度までの  
ねんかん  
3年間です。



すいしんたいせい  
推進体制

けいかく かか しさく ちゃくじつ すいしん はか けいかく じつこうせい かくほ つぎ ほうほう  
計画に掲げた施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法に  
より計画の推進及び進捗管理を行います。

しちょうそんとう れんけい  
○ 市町村等との連携

しょう ほけんふくしけんいせいかく ちゃくじつ すいしん じつげん はか ちいきじりつしえんきょうぎかい ば  
障がい保健福祉圏域計画の着実な推進、実現を図るため、地域自立支援協議会の場  
を活用して、市町村と計画の進捗管理を行い、課題の把握に努めます。

ながのけんしょう ししさくすいしんきょうぎかい  
○ 長野県障がい者施策推進協議会

がくしけいけんしゃ しょう しゃだんたい だいいりょう こうせい ながのけんしょう ししさくすいしんきょう  
学識経験者や障がい者団体の代表などで構成する「長野県障がい者施策推進協  
議会」において、計画の進捗状況の報告を行うとともに、施策推進のあり方につい  
て検討を行います。

ながのけんじりつしえんきょうぎかい  
○ 長野県自立支援協議会

かんけいきかん とうじしゃ こうせい ちいき しょう しょう しえんたいせい かん  
関係機関や当事者などで構成され、地域における障がい者等への支援体制に関す  
る課題共有や体制整備に関する協議の場である「自立支援協議会」を運営し、相談  
支援体制の充実や課題の改善・施策化に取り組みます。

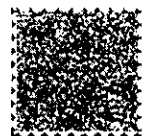
しょう しゃだんたい いけんこうかん  
○ 障がい者団体との意見交換

さいしん に ア そく こうかてき しさく すいしん しょう しゃかんけいだん  
最新のニーズに即して効果的な施策の推進につなげられるよう、障がい者関係団  
体との意見交換を行います。

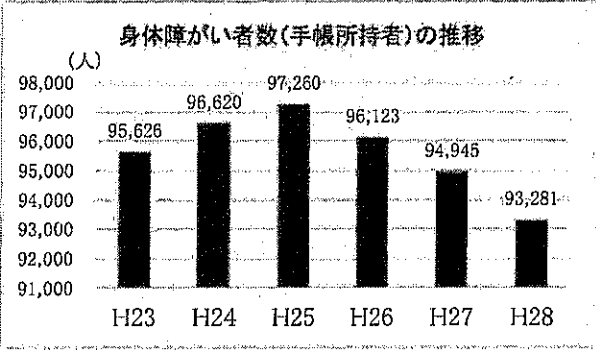
けんみん ぎたい  
○ 県民に期待する（される）もの

しょう しゃふくし すいしん あ こうてきさーびす じゅうじつ こじん かぞく ちいき  
障がい者福祉の推進に当たっては、公的サービスの充実とともに、個人、家族、地域  
社会がみんなで支えあう「誰にでも、居場所と出番」のある長野県づくりが求められ  
ています。

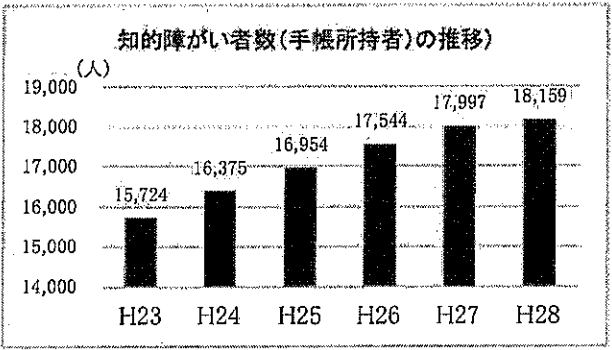
このため、県民一人ひとりがお互いに、地域社会において「支え手」でもあり「受  
け手」でもあるという認識のもとに、県民皆が主体的に、それぞれの立場で、積極的な  
活動、地域づくりに参画することを期待します。



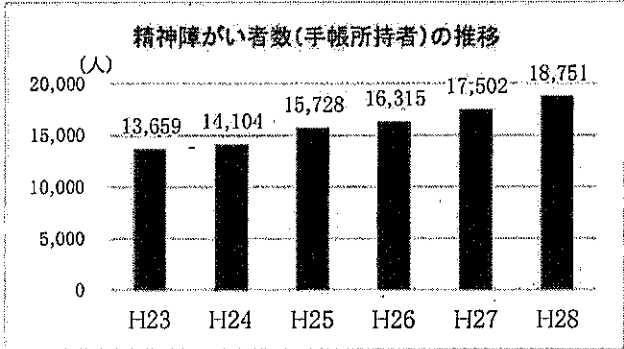
しょう びと げんしょう  
**障がいのある人の現状**



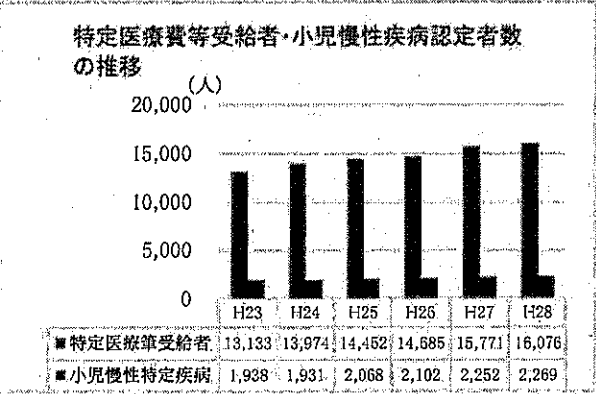
しんたいしょう しゅ てんしょうしじゅ かた へいせい わんど  
 身体障がい者(手帳所持者)の方は、平成25年度をピークに、近年減少傾向にあります。



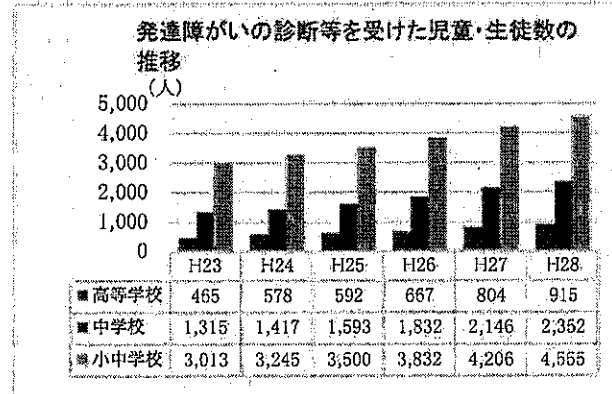
ちてんしょう しゅ てんしょうしじゅ かた へいせい わんど ひかく  
 知的障がい者(手帳所持者)の方は、平成23年度と比較して、15.5%増加しています。



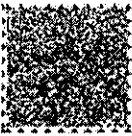
せいしんしょう しゅ かた へいせい わんど ひかく  
 精神障がい者の方は、平成23年度と比較して、37.3%増加しています。



へいせい わんど ひかく とくていいりょうひとうじかきゅうしゅ かた  
 平成23年度と比較して、特定医療費等受給者の方は22.4%、小児慢性特定疾病認定者の方は17.1%増加しています。



へいせい わんど ひかく しょうがっこう ちゅうがっこう  
 平成23年度と比較して、小学校で51.2%、中学校で78.9%、高等学校で96.8%増加しています。



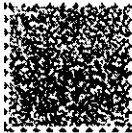
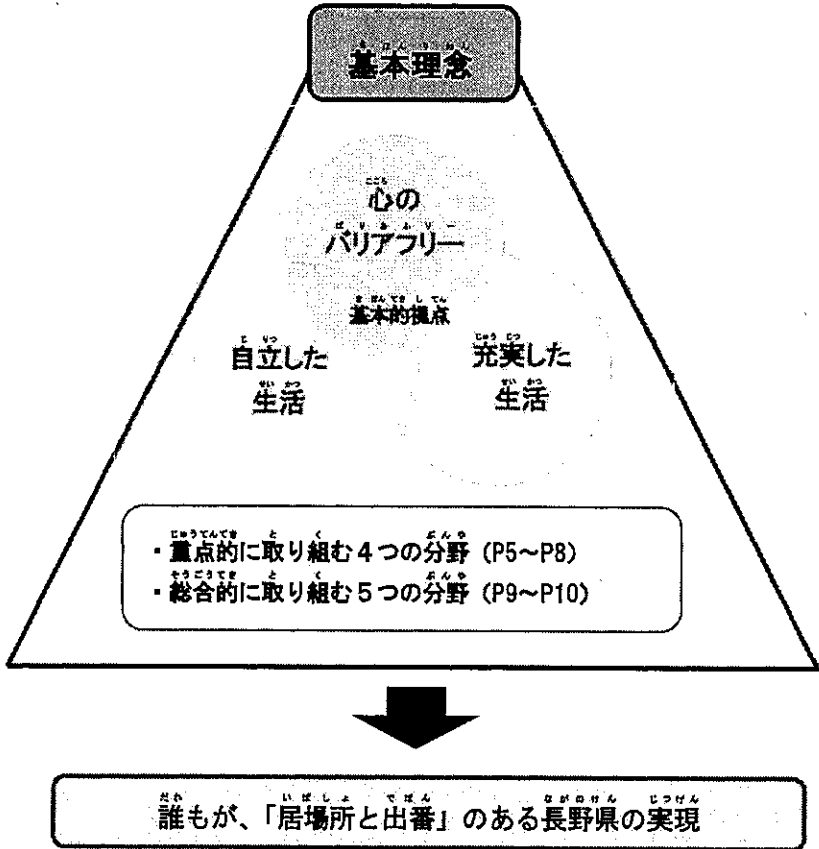


けいかく がいよう  
**計画の概要**

ほんけいかく きほんりねん さだめるとともに、その理念を支える基本的視点、重点的に取り組む施策及び分野別施策の方向を定めて、体系化を図り取組を進めることとします。

**基本理念**  
 障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

- 計画の基本的視点**
- 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進
  - 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援
  - 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進



重点的に取り組む施策

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

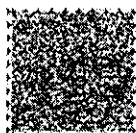
- 障がいのある人とない人との交流機会の拡大による理解促進を図ります。
- ちょっとした配慮や手助けを実践する、「信州あいサポート運動」と配慮を必要とすることを表す「ヘルプマーク」の普及により、より効果的な啓発、取組の推進を図ります。
- 障がい者差別解消に向けた「合理的配慮」の啓発を推進します。

おも たっせいもくひょう  
主な達成目標

項目	現状 2016年度	目標 2023年度
あいサポーター研修受講者数	45,088人	127,000人
成年後見制度申立件数 ※数値は暦年	509人 (2016年)	600人 (2023年)



障がいのある方を支える「心」を2つハートを重ねることで表現。  
後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに  
「SUPPORTER (サポーター)」の「S」を表現しています。



**2 地域生活の充実**

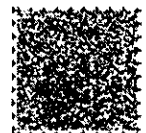
みづか せんたく あんしん く  
**自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス**  
 きばん せいびとう とりくみ すいしん  
**基盤の整備等の取組を推進します。**

- ざいたく せいかつ ささ たんきにゆうしよじぎょうしよ ちいきせいかついかう ひつよう くるーぶほーむ  
**在宅での生活を支えるための短期入所事業所、地域生活移行に必要なグループホームの整備を促進します。**
- じょうきよう へんかとう おう にーず はあく さーびすりよう かん さいちようせいとう おこな  
**状況の変化等に応じたニーズを把握し、サービス利用に関する再調整等を行う**  
 もにたりんぐ ていきてき けいぞくてき じっし けいかくそうだん しょうがいじそうだん しつ こうじよう はか  
**モニタリングを定期的・継続的に実施し、計画相談・障害児相談の質の向上を図ります。**
- すな ちいき あんしん く さまざま しえん きめ ていきよう ちいきぜんたい  
**住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で**  
 ささ しく ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび じゆうじつ はか  
**支える仕組み、地域生活支援拠点等の整備・充実を図ります。**

おも たつせいもくひょう  
**主な達成目標**

こもく 項目	げんじょう ねんど 現状 2016年度	もくひょう ねんど 目標 2020年度
しせつにゆうしよしゃ ちいきせいかついかうしやすう 施設入所者の地域生活移行者数	にん 169人 (2014～2016年度累計)	にん 276人 (2017～2020年度累計)
たんきにゆうしよきーびす おこな じぎょうしよ 短期入所サービスを行う事業所	かしょ 134箇所	かしょ 191箇所
くるーぶほーむ ていいんすう グループホームの定員数	にん 2,841人	にん 3,321人
ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび 地域生活支援拠点等の整備	けんいき ちいき 2圏域 (地域)	けんいき ちいき いじよう 10圏域 (地域) 以上

こもく 項目	げんじょう ねんど 現状 2016年度	もくひょう ねんど 目標 2023年度
けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん 計画相談支援・障害児相談支援 もにたりんぐ じっし (モニタリングの実施)	かい ねん 2.78回/年	かい ねん 4回/年



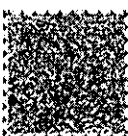
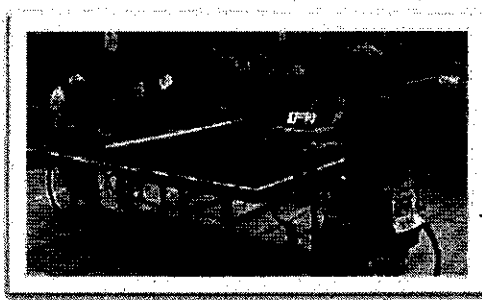
### 3 社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

- 職場実習の場の拡大などによる一般企業への就労促進や、企業の法定雇用率向上に向けた啓発などに取り組めます。
- 農業や林業分野と連携し、就労機会の拡大や多様な就労の場の確保を図ります。
- 障がい特性に応じた情報提供支援のため、意思疎通支援を行う支援者等の養成・確保や、手話の理解促進、普及・啓発に取り組めます。
- 障がい者スポーツや文化芸術に親しめる環境づくりや、ユニバーサルマップ(仮称)の作成、ユニバーサルツーリズムの普及による社会参加の機会拡大に取り組めます。

#### おも たつせいもくひやう 主な達成目標

こもく 項目	げんじやう げんんど 現状 2016年度	めくひやう げんんど 目標 2023年度
ほうていこようりつてきやうきぎやう こよう しやう しやすう 法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	6,075人	7,599人
ふくししゆうろうきやうか げつがくへいきんこうちん こうじやう 福祉就労強化(月額平均工賃の向上)	15,246円	21,000円
しゆうろうけいぞくしえんじぎやうしやう たい のうりんぎやうぶんや しゆうろうしえん 就労継続支援事業所等に対する農林業分野における就労支援 (のうりんぎやう とく じぎやうしよ (農林業に取り組む事業所))	109事業所	140事業所
しゆわ りかい しよきやうていど しゆうとく 手話の理解(初級程度の習得)	7.4%	10.0%
しやう ひと すぼ一つ さんかそくしん しやう ひと さんか 障がいのある人のスポーツ参加促進(障がいのある人が参加 するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ)	13.2%	50.0%



4 多様な障がいに対する支援の推進

じゆうしやうしんしんしやう なんびやう はったつしやう こうじのうきのうしやうがい きやうどこうどうしやう とうしやう  
**重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。**

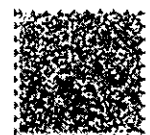
はったつしやう とう はいりよ ひつやう じどう せいと たい たやう きやういくてきにーす  
**また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。**

- 障がい特性に応じた支援の充実に向け、支援者の養成等に取り組みます。
- 医療的ケアが必要な障がい児、障がい者に対して、ライフステージに応じて、専門的な知識により支援できる人材の養成等に取り組みます。
- 発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒が安心して学べる授業づくりの促進や、必要に応じて適切な支援が受けられる環境づくりを進めます。

おも たつせいもくひやう  
**主な達成目標**

こゝもく 項目	げんじやう ねんど 現状 2016年度	もくひやう ねんど 目標 2020年度
いりやうがたたんきにゆうしよじぎやうしよ 医療型短期入所事業所	かしよ 12箇所	かしよ 15箇所

こゝもく 項目	げんじやう ねんど 現状 2016年度	もくひやう ねんど 目標 2023年度
なんびやうかんじや かぞく そろだんしえん 難病患者・家族への相談支援	けん 3,337件	げんざい すいじゆん いじ 現在の水準を維持
はったつしやう しや かん りかい ふきゆうけいはつ 発達障がい者に関する理解の普及啓発 (サポーター養成講座の受講者)	にん 8,160人	にん 22,000人
こべつしえんのーととう じやうほうきやうゆうしゆだん かつやう しちやうそん 個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村	しちやうそん 38市町村	しちやうそん 77市町村
こうじのうきのうしやうがいしえんふきゆうじぎやうそうだんけんすう 高次脳機能障害支援普及事業相談件数	にん 3,231人	にん 3,500人
きやうどこうどうしやう しえんしややうせいけんしやう じっせんけんしやうしやうりやうしや 強度行動障がい支援者養成研修(実践研修修了者)	にん 367人	にん 1,417人



ぶんやべつしやく ほうこう  
**分野別施策の方向**

けんりようご すいしん  
**1 権利擁護の推進**

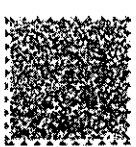
- (1) しょう たい りかい そくしん けいはつ こうほう けんしゅうかい じっせん こうりゅうきかい かくだい  
 障がいに対する理解の促進（啓発・広報、研修会の実践、交流機会の拡大）
- (2) けんりようご ぜやくたいぼうし すいしん  
 権利擁護、虐待防止の推進
- ① しょう しゃさべつ かいしやう けんりようご すいしん けいはつ けんしゅうかい じっせん そうだんたいせい じゅうじつ  
 障がい者差別の解消、権利擁護の推進（啓発、研修会の実践、相談体制の充実）
- ② けんりこうし しえん せいねんこうけんせいど りようそくしん せんぎよ けんりこうし しえん  
 権利行使の支援（成年後見制度の利用促進、選挙における権利行使の支援）
- ③ ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき  
 地域における福祉活動・福祉教育の推進（ボランティア活動、福祉教育の推進） など

ちいきせいかつ しえん  
**2 地域生活の支援**

- (1) ちいきせいかつしこう しえん  
 地域生活移行の支援
- ① きやたくきーびす じゅうじつ たんきにかうしじょうしよ せいびそくしん こうらい しょう ひと しえん たい  
 居宅サービスの充実（短期入所事業所の整備促進、高齢の障がいのある人への支援、タイ  
 ムケア事業（レスパイトケア）の実施）
- ② 住まい にちゅうかつどうのば じゅうじつ きーびすていきやうたいせい せいび きーびす しつ こうじやう  
 住まい、日中活動の場の充実（サービス提供体制の整備、サービスの質の向上）
- ③ せいしんしょう ちいきせいこう しえん せいしんしょう たいさく ちいきほうかつかけあしすてむ こうちく  
 精神障がい者の地域移行の支援（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、  
 障がい者支え合い活動の支援）
- ④ しょう ひと しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう  
 障がいのある人にとって利用しやすい施設（県立施設の整備・運営）
- (2) せいかつ あんてい ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき ちいき  
 生活の安定に向けた取組（各種手当制度等の周知、県営住宅の入居支援）
- (3) そうだんしえんたいせい じゅうじつ そうだんしえんせんもんいん ようせい ししつこうじやう  
 相談支援体制の充実（相談支援専門員の養成と資質向上）
- (4) ふくしじんざい ようせい かくほ  
 福祉人材の養成・確保
- (5) ちいきせいかつしえんきやうてんとろ せいび じゅうじつ  
 地域生活支援拠点等の整備・充実 など

あんぜん く ちいき  
**3 安全で暮らしやすい地域づくり**

- (1) あんぜん く かくほ  
 安全な暮らしの確保
- ① ぼうはん こうつうあんぜんたいさく すいしん ほ ごたいさく こうつうひがいはぼうたいさく  
 防犯・交通安全対策の推進（保護対策、交通被害予防対策）
- ② ぼうさいたいさく さいがいはっせいじ しえん すいしん さいがいはっせいじきゅうかんさき あ まつが さくてい すいしん  
 防災対策・災害発生時の支援の推進（災害時住民支え合いマップの策定の推進）
- (2) だれ だれ だれ だれ だれ だれ だれ だれ だれ だれ  
 誰もが暮らしやすいまちづくり
- ① ふくし のまちづくりのすいしん ふくし しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう  
 福祉のまちづくりの推進（福祉のまちづくり、交通バリアフリー化の推進）
- ② じゅうたく せいび たい しえん じゅうたくかいりょうすいしんじぎやう けんえいじゅうたく ばりあふりーか すいしん  
 住宅の整備に対する支援（住宅改良推進事業、県営住宅のバリアフリー化の推進） など



**4 社会参加の促進**

(1) 就労支援の充実

- ① 一般就労の促進（相談支援体制の充実、一般企業への就労拡大）
- ② 福祉的就労の推進（工賃アップに向けた事業所間・企業等の連携）
- ③ 農業・林業分野における就労支援（農福・林福連携による就労支援）

(2) 移動、情報コミュニケーション支援の充実

- ① 移動支援の充実（障がい特性等に応じた移動支援の充実、福祉有償運送の推進）
- ② 情報・コミュニケーション支援の充実（障がい特性等に応じた情報提供、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳、介助員等の養成・研修の実施）

(3) スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

- ① スポーツ活動の振興
- ② 文化芸術活動の振興（文化芸術に親しめる環境づくり、専門家派遣事業）
- ③ レクリエーション活動の振興（バリアフリーマップ（仮称）の作成、ユニバーサルツーリズムの取組支援や情報発信） など

**5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実**

(1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実

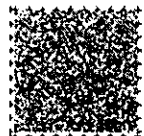
- ① 医療体制の充実（地域医療の充実、医療従事者の養成）
- ② 障がい児・者の歯科口腔保健医療（歯科健診（健診）の推進、提供体制の整備）
- ③ 医療的ケア児支援に向けた体制整備（支援体制の整備・支援の充実）

(2) 多様な障がいに対する支援

- ① 重症心身障がい児、障がい者への支援
- ② 難病対策の推進（難病患者やその家族、地域支援者に対する支援）
- ③ 発達障がい者への支援（切れ目のない一貫した支援の充実、診療・支援体制の強化）
- ④ 高次脳機能障害者への支援（支援体制の強化、失語症向け意思疎通支援者の養成）
- ⑤ 強度行動障がいへの支援（適切に対応できる人材の育成、受け入れ先の確保）

(3) 教育・療育体制の充実

- ① 障がいの早期発見に向けた支援（医療・保健・福祉・教育等連携体制の整備）
- ② 地域療育機能の強化（市町村の取組に対するバックアップ機能の強化）
- ③ 特別支援教育の充実（地域における支援体制の充実（特別支援学校の環境の充実）など



ちいきせいかつ いこう しゅうろうしえんとく かん せいかもくひょうとく かん  
**地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標等に関すること**  
 (第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

しょう ひと じりつしえん かんてん ちいきせいかつ いこう しゅうろうしえん かだい たいおう  
 障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応  
 するため、必要な障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保等に係る目標を  
 設定しています。

項目	目標 2020年度
地域生活移行者 (2017~2020年度の累計)	276人
施設入所者数の減少 (2017~2020年度の累計)	102人
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 (共同設置を含む)	全ての圏域及び全市町村
精神病床1年以上の入院患者数	2,100人
精神病床における退院率	・入院後3か月 69%以上 ・入院後6か月 84%以上 ・入院後1年 91%以上
地域生活支援拠点等の整備	各圏域に1か所以上整備
一般就労への移行者数	399人
就労移行支援事業利用者数	731人
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	60%以上
就労定着支援1年後の就労定着率	70%以上
児童発達支援センター	全ての市町村において、 利用できる体制を整備
保育所等訪問支援	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置 (目標2018年度末)	県及び圏域を基本に設置

ながのけんけんこうふくし ぶ しょう しゃしえんか  
 長野県健康福祉部 障がい者支援課 TEL:026-235-7108 / FAX:026-234-2369  
 電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

表紙：第20回(平成29年度)長野県障がい者文化芸術祭 長野県知事賞受賞作品  
 (上段左から 絵画部門/上條美香さん、写真部門/金森悦三さん、書道部門/都々地尾孝喜さん  
 下段左から 手工芸部門/田中鏡代さん、文芸部門/小林宏夢さん)  
 この冊子には目の不自由な方のために各ページに「SPコード」を添付してあります。

